

団体要望書一覧（目次）

1. 要望書一覧 p. 1
2. 日本看護連盟 p. 8
公益社団法人 日本看護協会
3. 公益社団法人 日本助産師会 p. 15
4. 一般社団法人 日本精神科看護協会 p. 19
5. 公益財団法人 日本訪問看護財団 p. 21
6. 公益社団法人 全国助産師教育協議会 p. 23
7. 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 p. 25
8. 全国国立大学病院看護部長会議 p. 29
9. 一般社団法人 日本看護系大学協議会 p. 33
10. 一般社団法人 日本看護学校協議会 p. 37
11. 一般社団法人 全国保健師教育機関協議会 p. 39
12. 一般社団法人 日本産業保健師会 p. 42
13. 公益社団法人 日本産業衛生学会産業看護部会 p. 43
14. 一般社団法人 看護系学会等社会保険連合 p. 44
15. 日本看護職副院長連絡協議会 p. 45
16. 一般社団法人 日本男性看護師會 p. 46
17. 認定看護管理者会 p. 47
18. 一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会 p. 48
19. 一般社団法人 日本私立看護系大学協会 p. 49

要 望 書 一 覧

1. 日本看護連盟

公益社団法人 日本看護協会

会長 大島 敏子

会長 福井 トシ子

地域包括ケアが推進される中、人々の療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へ広がっています。加えて新型コロナウイルス感染が拡大・長期化する中で日常的な健康管理の重要性にも改めて目が向けられています。訪問看護ステーション等を拠点として、地域における療養支援や健康支援の機能をますます強化することが必要です。また、国として働き方改革が進められる中で、看護職について柔軟な働き方、多様な働き方のニーズが一層高まっています。さらに、少子化の進展に鑑み、将来にわたり看護の実効性を確保していくためには、看護職資格の活用基盤を強化するとともに、効率的な医療提供に資する新たな看護資格の創設に向けた議論も急がれます。変異株による感染拡大など、長期化するコロナ禍を支え続けている医療従事者は体力的にも気力的にも限界です。処遇の改善が急がれることはもとより、今回の危機的状況を踏まえた抜本的な看護提供体制の強化が求められます。以上のことから、特に以下の5事項について必要な予算等が確保されることを要望します。

1. コロナ禍における看護職員等の処遇改善および平時からの看護提供体制の強化
2. 訪問看護提供体制の強化
3. 看護職員の確保・勤務環境改善に向けた取組みの推進
4. 看護職の確保・質向上のための資格管理基盤の強化
5. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討

2. 公益財団法人 日本訪問看護財団

理事長 清水 嘉与子

新型コロナウイルス感染症の拡大から、在宅療養を支える訪問看護ステーションにおいても自宅療養者の健康観察を含め様々な対応を必要とし、改めて訪問看護の充実強化が求められています。また地域では、認知症や看取り期にある要介護等高齢者、精神障害者、医療的ケア児が増加し、訪問看護師を増やして看護技術力強化等による在宅ケア体制整備も急務です。地域で看護の機能が十分発揮でき、適切に評価されますように下記のとおり要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対象者に対する訪問看護へ支援
2. 訪問看護ステーションの看護機能強化への支援
3. 医療保険の訪問看護における電子レセ請求の実現とデータの活用
4. 第8次医療計画、第9次介護保険事業計画への訪問看護の反映
5. 訪問看護ステーションの業務負担軽減に関するICT化の早期実現

3. 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 尾崎 新平

訪問看護ステーションの利用者の多くは、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化するケースが多いとされる高齢者や基礎疾患を持ち、利用者とそのご家族が安心して生活を継続できるよう支援するためには、訪問看護ステーションにおける感染対策等の充実が求められています。重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護は、国民にとって最も重要なサービスのひとつであり、超高齢社会を迎え、国民が安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」を実現するため、在宅医療が推進されています。それらを実現するためには、在宅医療サービスの一つである「訪問看護サービス」の充実が必要であり、以下を要望します。

- I. 新型コロナウイルス感染症対応における
 - ・衛生材料および个人防护具等の優先供給
 - ・訪問看護ステーションの存続に対する支援の充実
- II. 訪問看護における ICT 活用促進への支援
- III. 訪問看護師等の早急で大幅な人材確保と業務環境の整備
- IV. 医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が、安心して在宅生活を送ることができる仕組みづくりへの支援
- V. 在宅ケアにおける事故報告システムの開発

4. 公益社団法人 日本助産師会 会長 島田 真理恵

次代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠、出産、育児に対する支援及び女性の健康支援に対し、国内どこに居住しても母子とその家族が安心、安全に出産、子育てが行えるよう、産前産後ケアの提供体制の推進、助産所の多機能化や助産師雇用の推進、発達段階に応じた包括的セクシャリティ教育の構築、女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進を目指し、以下について要望します。

1. 希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けることができるように産後ケアの周知の推進と利用料金補助の拡充(仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設)
2. 包括的セクシャリティ教育体制の構築
3. 助産所の多機能化の推進
4. 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進
5. 自治体における助産師の雇用の促進

5. 公益社団法人 全国助産師教育協議会 会長 村上 明美

これから一層深刻化・複雑化が予測される超少子社会において、妊娠・出産・子育て支援の専門家である助産師には、これまで以上に役割発揮が期待されており、母子や家族を身近で支える有能な助産師を育成することは急務です。コロナ禍により全国の助産師養成機関において、十分な学習の機会が得られず助産師の育成に大きな影響を及ぼし

ています。「コロナとともに生きる社会」において、確かな実践力を身に着けた助産師の育成に向けて、次のことを要望します。

1. 新卒助産師に対する卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置
 - ・コロナ禍における妊産婦の不安・抑うつ症状の増加、児童虐待や家族のメンタルヘルスへの影響や、新型コロナウイルス感染症の長期化・蔓延化により学生の臨地実習が難しい状況である。卒後研修の保障が必須であるため、卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置をお願いしたい。
2. 実習前/卒業前の助産師教育共用試験(CBT:Computer Based TestingおよびOSCE:Objective Structured Clinical Examination)の導入に向けた予算設置
 - ・今年度、医学教育において医療法の一部改正(第11条第1項関係)により、医師の教育に共用試験が課せられている。「助産師教育における将来ビジョン2021」に助産師教育共有試験導入を掲げており、ぜひ予算措置をお願いしたい。

6. 一般社団法人 日本看護系大学協議会 代表理事 山本 則子

新型コロナウイルス感染症影響下においても看護学教育の質担保のため、現状調査を実施し制限下での教育の質担保と卒業生の安定的な排出に向けた活動に取り組んでいます。文部科学省では課題解決に向けて今後の大学における看護学教育への展望が示されました。本協議会会員校対象に実施した緊急調査結果では、2020年度後期実習が予定通り実施できた大学は7.2%であり、新興感染症の時代に社会ニーズに対応できる看護師育成のため、次の事項の検討をお願いいたします。

1. 臨地実習の教育の質の向上に向けて：臨地以外の場で実習教育の代替とする教育の環境整備の充実への予算措置
2. 新たな感染症パンデミックを見越した人材教育に向けて：感染看護学と公衆衛生看護学の知識・技術を併せて持ち、多様な場における感染症対応ができる人材育成の予算措置

7. 国立大学病院看護部長会議 会長 小見山 智恵子

新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）診療と高度急性期医療の両立のため、最前線に対応している大学病院が、適切に診療機能や教育機能を維持でき、かつ看護師をはじめとする病院職員が少しでも安心して勤務できるよう、以下の7点について要望致します。

1. 感染拡大を抑えるための、医療崩壊の危機意識の共有と対策
2. COVID-19 と高度急性期医療の双方に対応できる看護体制確保のための支援
 - 1) COVID-19 診療体制維持のための財政的支援
 - 2) 看護補助・清掃業務への支援
3. 医療現場における ICT 等の活用に向けた支援

4. 感染対策のための必要不可欠な医療材料の確保
5. 医療従事者等に対するこころのケアの充実
6. 看護学生の臨地実習受け入れのための支援
7. 看護師の教育環境充実のための支援
 - 1) 新人看護師の研修の充実
 - 2) 院内教育を遠隔システムに変更するための支援

8. 一般社団法人 日本精神科看護協会 会長 吉川隆博

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められる中、急性期医療から在宅医療まで、看護の場が多様化・高度化しています。精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、総合的に判断しケアする力を獲得することが求められています。コロナ禍において国民のメンタルヘルスの問題は極めて深刻であり、その対策は喫緊の取り組むべき課題であると考え、以下の通り要望いたします。

1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、精神科病院に従事する看護職員および看護補助職員の育成のための予算措置
2. 精神障がい者の地域生活を支える看護職員が、職域を超えた支援を理解するために、多職種合同で行う研修会の実施や、地域の医療者の人事交流などに関わる予算措置を講じていただきたい。
3. コロナ禍において、国民のこころの健康の保持・増進のために自殺対策を含むメンタルヘルス対策の実施並びに必要な時に医療を受けることができるための体制整備と予算措置を講じていただきたい。

9. 一般社団法人 全国保健師教育機関協議会 会長 岸 恵美子

新型コロナウイルス感染症影響下でも保健師教育の質を担保するため、現状調査を実施し、制限のある中での教育の質担保と社会に貢献できる保健師の育成に向けた活動に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症に対応する自治体支援として、多くの保健師課程の教育に関わる教員が、積極的疫学調査や住民からの電話相談、自治体の体制整備、保健師の研修のに尽力してまいりました。本協議会会員校は、保健師学校養成所の約8割を占め、保健師教育の主導的な役割を果たしており、今後も健康危機発生時対応、回復期対策、予防に関する技術等を育成するため、次の事項につき検討をお願いいたします。

1. 感染症パンデミックの発生時にリーダー的に対応できる保健師教育のための学習プログラムおよび教材開発のための予算措置
2. パンデミックに強い保健師人材育成のための臨地と協働した学習環境の整備
3. 私立大学等経常費補助金の交付対象への大学専攻科の追加

10. 一般社団法人 日本産業保健師会 会長 岡田 睦美

産業保健師は、新型コロナウイルス感染症対策の推進役をはじめ、きめ細やかな個別の健康支援や体制づくりを担い、企業の事業継続と労働生産性の維持に寄与しています。産業保健領域の保健師業務内容は、労働安全衛生法第 13 条における産業医業務と同様の重要な業務を担っており、産業医の多くが嘱託産業医である現状では、複雑多様化した健康支援を産業医のみで十分に実施することは困難であり、産業保健スタッフとの連携・協力なしには法遵守が図れないことが予測されます。このように社会的責任や役割を求められる一方で、企業の保健師選任は法令上言及されず雇用条件が不安定で十分な研修も受けられない現状があります。多くの労働者が産業保健サービスを受けていない現状を踏まえ、さらなる産業保健師の活用や資質向上を図るために、以下の事項について要望いたします。

1. 産業保健分野で働く保健師の法的位置づけを検討する委員会の開催
2. 産業保健師の研修体制の整備と予算措置

11. 公益社団法人 日本産業衛生学会産業部会 部会長 五十嵐 千代

2019 年から施行された「働き方改革関連法」では、多様な働き方をする人々の健康を支援する必要性から「産業保健機能の強化」が明文化され、産業医とともに産業保健師の役割への期待が高まっていました。しかし、コロナ禍において、働き方は大きく変わり BCP(事業継続計画)への関与も含め、新たな産業保健サービスの提供が求められています。産業保健分野における保健師等の看護職の新任期教育を実施し、産業保健の知識・技術を一定の水準で習得することが必要と考えます。2009 年の保助看法改正では、産業分野の看護職の新任期研修等の体系化がなされておらず、産業保健機能強化から、保健師の法的位置づけが急務であり、下記の事項を要望いたします。

1. 産業保健分野における保健師等の看護職の新任期教育の予算化
2. 産業保健分野における保健師の法的位置づけの検討会開催

12. 一般社団法人 看護系学会社会保険連合 代表理事 山田 雅子

診療報酬・介護報酬体系における看護への評価の適正化を目指し、52 の加盟学会・団体と共に日々活動を行っております。世界中で未曾有の事態となった新型コロナウイルス感染拡大は、医療に対する認識を大きく変化させました。今もまだ混乱した情勢の中であっても、看護師は患者・利用者の傍で暮らしと治療の両立支援や重症化予防に尽力してまいりました。以下の 4 項目について要望いたします。

1. 患者の受診ニーズの変化に応じた看護提供体制機構
2. 患者の暮らしと治療の両立を支える看護実践への評価の充実
3. QOL の維持・向上に貢献できる専門性の高い看護ケア実践への評価の充実
4. 次世代育成を支える看護ケア実践への評価の充実

13. 一般社団法人 日本男性看護師会

会長 藤田 泰平

2020年の診療報酬改定で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の自宅・宿泊療養患者への情報通信機器を用いた「二類感染症患者入院診療加算」(250点)の算定できるようになり、DX化が進む中、医療・介護に関するサイバーセキュリティ対策及び啓蒙活動出来ていません。看護師を筆頭とする医療従事者が、本来の業務に専念することができるように院内のICTに関する医療従事者の安全に関する基準等や教育研修の機会を作成して頂きたく願います。

1. 医療・介護機関におけるサイバーセキュリティの基準作成

14. 認定看護管理者会

会長 佐藤 美子

1. 地域共生拠点として全国的な看多機事業所の設置促進に向けた支援・財源確保
2. 多様な専門性やネットワークを持つ地域看護人材の確保・育成・活動支援・財源確保
3. 看護分野におけるDX支援(デジタルトランスインフォメーション)推進に係る支援・財源確保
4. 保育施設等に看護師を配置し、軽度病児保育を可能とするための施策と財源確保
5. 新興感染症の充実と看護職支援体制の充実
6. 災害時看護職支援体制の充実
7. 「ナースセンター(看護師幹旋業務の強化)」事業の充実
8. 専門看護師・認定看護師の院外活動への支援
9. 職員のメンタルサポート支援における臨床心理士の配置

15. 一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会

会長 藤井 祐子

就学前の教育・保育施設等は、医療や生活を支える仕事に就く保護者やセーフティーネットとして、養育に支援が必要な子どもとその家族を支えるために保育を提供し続けています。保育所等が子どもの成長発達を支え、保護者や地域の子育て支援の役割を果たしていくために、人的・物的環境の整備は不可欠です。また昨今入所希望が増加している医療的ケアを必要とする児の保育所受け入れや対応は、通常の園児の健康管理と合わせて複数の看護師配置が必要です。園児の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行い、子どもの命と育ちを守るため、以下の点について緊急の要望を提出いたします。

1. 全ての就学前教育・保育施設に、保育士定数外の看護師等の配置を望む
2. 新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うため、就学前教育・保育施設の保育士等の配置基準の見直しに着手し、医務室等の適切な整備と消毒液、手袋、ガウン、マスク等衛生材料を感染症拡大期にも安定的に供給できるシステムを構築すること
3. 保育所等向けの新型コロナウイルス感染症に関する医療専門職による相談支援体制を整備すること
4. 早急に就学前教育・保育施設に従事する保育士等への新型コロナウイルスワクチンの早期接種を望む
5. 医療的ケアを必要とする児の受け入れや対応にあたっては複数の看護師等の配置を望む

16. 日本看護職副院長連絡協議会 会長 田淵 典子

コロナ禍においては医療を取り巻く環境変化が大きく、より専門的な知識を有する看護師の育成、ICTの活用推進、安全に働く環境整備と処遇改善がより必要となっています。現在、診療報酬改定では質の向上に加算がつくようにされていますが、今後は外来看護や病院相談窓口となる部門の果たす役割が重要となりますので、以下の項目について要望いたします。

1. 看護師の特別手当等の予算化、更なる予算措置による支援を願いたい。
2. 看護分野におけるICT活用部門の開設、部門専任配置する看護師に対する診療報酬上の加算や補助金を願いたい。
3. 感染管理に関する専門知識を有する看護師育成の支援を願いたい。
4. 2022年度診療報酬改定に、外来看護師や病院相談窓口部門、フレイルも含め重要課題を検討頂きたい。

17. 日本看護学校協議会 会長 水方 智子

本協議会には、准看護師を含めた看護基礎教育課程の約5割近くの学校が加盟しており、全国で唯一の看護学校の団体として、看護教育機関の質向上のために努力しています。2021年1月～2月に行った看護師等養成所の管理・運営に関する実態調査結果から、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について」の調査結果より、課題が明らかになりましたので、次の項目について要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響下での看護基礎教育の質の担保に向けたICT教育の充実
2. 看護学生及看護教員の新型コロナワクチン接種を可能にするための施策及びPCR検査費用の助成
3. 看護学生の学業継続のための経済的支援

18. 日本私立看護系大学協議会 会長 河口 てる子

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状において、国連が推進する持続可能な開発目標の達成を踏まえつつ、看護学教育の質を担保し人材育成を継続するために、下記の事項を要望いたします。

1. 看護教育の質保証に向けた教育環境の充実のための予算措置
 - 1) 教育機関ならびに実習施設を含めたICTの活用体制整備
 - 2) シミュレーション機器等の充実・整備
 - 3) 全看護系大学が使用可能な教材プラットフォームの構築にむけた予算措置
 - 4) 看護教員の雇用と病院における教育要員の配置に伴う予算措置

令和3年8月31日

自民党看護問題小委員会 御中

日本看護連盟
会長 大島敏子
公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



令和4年度予算・政策に関する要望書

地域包括ケアが推進される中、人々の療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へ広がっています。加えて、新型コロナウイルス感染が拡大・長期化する中で、日常的な健康管理の重要性にも改めて目が向けられています。訪問看護ステーション等を拠点として、地域における療養支援や健康支援の機能をますます強化することが必要です。また、国として働き方改革が進められる中で、看護職についても柔軟な働き方、多様な働き方のニーズが一層高まっています。さらに、少子化の進展に鑑み、将来にわたり看護の実効性を確保していくためには、看護職資格の活用基盤を強化するとともに、効率的な医療提供に資する新たな看護資格の創設に向けた議論も急がれます。

一方で変異株による感染拡大など、長期化するコロナ禍を支え続けている医療従事者は体力的にも気力的にもいよいよ限界です。処遇の改善が急がれることはもとより、今回の危機的状況を踏まえた抜本的な看護提供体制の強化が求められます。

以上より、令和4年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の5事項につきまして必要な予算等が確保されるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

1. コロナ禍における看護職員等の処遇改善および平時からの看護提供体制の強化

- ・ 看護職をはじめとする医療従事者は引き続き高い使命感を持って働いているが、使命感だけでは限界があり、せめて、経済的にも報われていると実感できることが医療従事者の確保のためにも必要である。看護職をはじめとする医療従事者の処遇改善がされるよう、医療機関等に対する経営支援の一層の充実を図りたい。
- ・ 急増する看護職員の需要に対し地域密着でその確保に対応する都道府県ナースセンターへの十分な職員の確保等、コロナ後の看護提供体制確保も見据え、ナースセンターの体制強化を図りたい。
- ・ あわせて、緊急時の的確・柔軟な医療提供体制の確保のために、医療機関における平時からの看護職員配置の強化、看護補助者の確保・活用を図りたい。

2. 訪問看護提供体制の強化

- ・ 「看護師等の人材確保の推進に関する法律」における訪問看護の位置づけ、厚生労働省における訪問看護施策を推進する「訪問看護推進室(仮称)」の設置等により、訪問看護の人材確保を強力に推進されたい。
- ・ 訪問看護による速やかな薬剤投与等が可能となる体制を整備されたい。

3. 看護職員の確保・勤務環境改善に向けた取組みの推進

- ・ 看護基礎教育のカリキュラム改訂、国による医療分野における働き方改革およびタスクシフトの推進等も踏まえ、将来にわたり持続可能な医療・看護提供体制の構築に向けた看護職の確保及び勤務環境改善を急がれたい。

4. 看護職の確保・質向上のための資格活用基盤の強化

- ・ 看護職資格とマイナンバーとの連携による資格管理体制の整備について、人材確保と適正配置、継続的な自己研鑽(資質の向上)が同時に図れる制度としての実効性を確保されたい。

5. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討

- ・ 特定行為研修制度では対応できない医療ニーズがあり、医師の指示が得られずに症状が悪化する利用者が少なくない実態を改善するため、ナース・プラクティショナー制度創設について、検討されたい。

※ 大学院修士課程における専門課程を修了し、Nurse Practitioner(ナース・プラクティショナー)の免許取得又は登録をした看護師。医師の指示がなくとも一定レベルの診断や治療などを行うことができ、諸外国の医療現場において活躍している。

以上

1. コロナ禍における看護職員等の処遇改善および平時からの看護提供体制の強化

1) 看護職をはじめとする医療従事者は引き続き高い使命感を持って働いているが、使命感だけでは限界があり、せめて、経済的にも報われていると実感できることが医療従事者の確保のためにも必要である。

- 正当な処遇や追加的な手当が個々の看護職員等に確実に届く手立てを講じられたい。
- あわせて、看護職員等の処遇改善のため、医療機関・訪問看護ステーション等に対する経営支援の一層の充実を図られたい。

2) 都道府県ナースセンターは、コロナ禍で急増する看護職員の需要に対し、地域密着でその確保に対応する要である。コロナ後の地域の看護提供体制確保も視野に十分な職員の確保等、体制強化が急務である。

- 看護職員確保を担う都道府県ナースセンターへの体制強化を図られたい。

3) コロナ禍において医療機関の看護職員の確保は継続的な課題であるが、そもそも日本は病床当たりの看護職員数が非常に少ない。平時の看護職員等配置が十分でなければ、緊急事態にも的確に対応できない。

- 医療機関における平時からの看護職員配置の強化を図られたい。
- 看護補助者等の確保・活用を推進できるよう評価の充実を図られたい。

2. 訪問看護提供体制の強化

1) 訪問看護の人材確保に係る法改正及び推進体制を整備されたい。

- ・ 国の試算では2025年の訪問看護従事者数は約12万人と推計され、現状約6万人からの「倍増」ないしそれ以上の人材確保に向け、取組強化が喫緊の課題である。
 - 「看護師等の人材確保の推進に関する法律」を改正し、訪問看護の人材確保を基本指針及び都道府県等関係機関の責務に明記するとともに、訪問看護の人材確保及び提供体制整備を一体的に実施する「訪問看護総合支援機能」についての法的な位置づけ
 - 厚生労働省の訪問看護に係る組織体制を明確化し、訪問看護施策を推進するための「訪問看護推進室(仮称)」の設置

2) 訪問看護による速やかな薬剤投与等が可能となる体制を整備されたい。

- ・ 訪問看護の現場においては、医師の指示を受けても薬剤が手元にないため、苦痛緩和や重症化予防の対応を即時に行えない場合がある。

例)

- ・ 電話で医師の指示を受けたが、医療機関に薬剤を取りに行く間に患者の苦痛が増強又は重症化した
- ・ 夜間の急変で緊急訪問したが、近隣に24時間対応の薬局がなく、指示された薬剤が入手できない
- ・ 高齢・認知症の患者宅への多種の薬剤保管はリスクが大きいため、都度医療機関に取りに行っている
- ・ 患者の状態変化を見越した指示(使用する薬剤及び入手・保管方法を含む)が得られない

訪問看護提供体制の強化

● 国による訪問看護従事者数の推計値



【2025年の推計値】
 ○介護、医療、精神病床からの基盤整備量分の計。
 ○介護保険の訪問看護(H28介護給付費実態調査の利用者数/H28衛生行政報告例による看護職員数)×介護保険事業計画の2025年の利用者数見込み。
 ○医療保険の訪問看護(H29訪問看護療養費実態調査の利用者数/H28衛生行政報告例による看護職員数)×現在の利用者数及び将来推計人口等から推計。
 医療従事者の需給に関する検討会 第5回看護職員需給分科会 資料2 より作成
 ※自然増にもとづく推計値は日本看護協会試算

● 「訪問看護総合支援センター」(仮称) 試行事業 (2019～2021年度 日本看護協会事業)

都道府県看護協会等への委託事業により
訪問看護の人材確保・体制整備を支援する
7つのセンター機能を試行・検証

- ① 事業所運営基盤整備支援
- ② 潜在看護師・プラチナナース等の就業及び転職促進
- ③ 教育・研修実施体制の組織化
- ④ 人材出向支援
- ⑤ 訪問看護事業所の開設支援
- ⑥ 新卒看護師採用に向けた取り組み
- ⑦ 訪問看護に関する情報分析

● 訪問看護師による薬剤投与等の対応状況

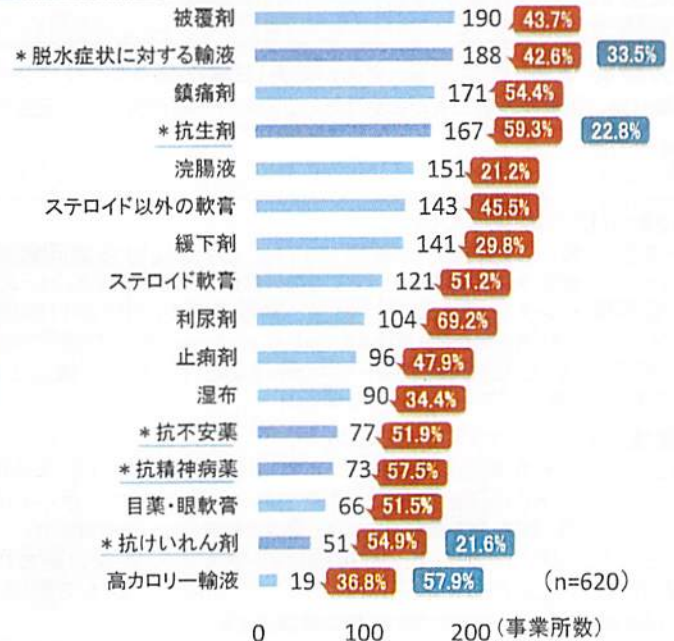
(2019年 日本看護協会調査)

医師の指示が出たが薬剤等がないため
即時に対応できず、症状が悪化した事例
があったと回答した事業所数

うち医師の診察が必要となった割合

うち入院が必要となった割合

* 印: 特定行為関連



3. 看護職員の確保・勤務環境改善に向けた取組みの推進

看護職員の就業実態並びに確保を取り巻く状況は大きく変化している。少子・超高齢化の進展、看護基礎教育の見直し、国による医療分野における働き方改革およびタスクシフトの推進等を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療・看護提供体制の構築に向けた看護職の確保及び勤務環境改善を急がりたい。

- ・ 夜勤負担の軽減等
 - 夜勤・交代制勤務における勤務間インターバル11時間の確保
 - 交代制勤務による夜勤の回数制限
 - 夜勤・交代制勤務者の総労働時間の短縮
- ・ 看護職員へのハラスメント対策
 - 患者・家族等からのハラスメントに対する雇用管理上の配慮
 - ハラスメント防止に向けた国民の理解の醸成

看護職員の確保・勤務環境改善に係るこれまでの経緯と現状の課題

経緯

働き方改革推進法(令和元年4月1日施行)○勤務間インターバルの確保(努力義務)

労働時間等設定改善指針(平成30年10月30日)

①労働時間等設定改善法:勤務間インターバル制度の普及促進

②労働時間等設定改善法指針変更2018年10月30日官報告示:深夜業の回数制限(交代制勤務による夜勤を含む)、勤務間インターバルの確保(交代制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮する)

過労死防止対策大綱(平成30年7月24日閣議決定)

看護師等の夜勤対応を行う医療従事者の負担軽減のため、勤務間インターバルの確保等の配慮が図られるよう検討を進めていく

労働施策総合推進法(令和2年6月1日施行)職員間パワハラ対策の措置義務化、ハラスメント対策の強化(指針:自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメントも雇用管理上の配慮が求められる)

現状

夜勤負担の軽減について

・夜勤回数:○3交代で「8回超」40.7% ○2交代の夜勤回数を3交代での回数に読み替えた場合、「8回超」相当 53.4%

※2019年「病院・有床診療所における看護実態調査」(日本看護協会)より、スタッフ(非管理職)について2019年8月の実績(無回答を除く)。

・勤務間インターバル確保:「勤務と勤務の最短間隔が11時間以下となることがあった」(3交代78%、2交代49%)

※令和元年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究 病院看護職調査(厚生労働省)

・就業している看護職員の平均年齢43.3歳(推計)、60歳以上の看護職員が9人に1人と看護職員の高齢化が進行

※厚生労働省 平成30年度 衛生行政報告例

看護職員へのハラスメントについて

・2人にひとりが何らかの暴力・ハラスメントをうけている ※2017年看護職員実態調査(日本看護協会)

・ハラスメントの経験があった場合でも、上司からのサポートが得られると就業継続意向がよい傾向にある

※2019年度「病院・有床診療所における看護実態調査」(日本看護協会)

・労災支給決定において、看護師は精神障害の事案の割合が多く、そのほとんどが女性であり、約半数が30代以下、そのストレス要因は、患者からの暴力や悲惨な目撃が8割で、発生時刻は深夜が多い。

※過労死平成30年版過労死等防止対策白書(厚生労働省)

4. 看護職の確保・質向上のための資格活用基盤の強化

看護職資格とマイナンバーとの連携による資格管理体制の整備*について、人材確保と適正配置、継続的な自己研鑽(資質の向上)が同時に図れる制度としての実効性を確保されたい。

* デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)に、マイナンバー制度を利活用した看護師等の資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用が盛り込まれている。

5. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討

特定行為研修制度では対応できない医療ニーズがあり、医師の指示が得られずに症状が悪化する利用者が少なくない実態を改善するため、ナース・プラクティショナー*1 制度創設について、検討されたい。

- 厚生労働省「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会・議論の整理」において、「2035年度末を目標とした中長期的な視点での更なるタスク・シフト/シェアについて引き続き検討を進めていく」とされている。

*1: 大学院修士課程における専門課程を修了し、Nurse Practitioner(ナース・プラクティショナー)の免許取得又は登録をした看護師。医師の指示がなくとも一定レベルの診断や治療などを行うことができ、諸外国の医療現場において活躍している。

ナース・プラクティショナー制度創設が必要な背景

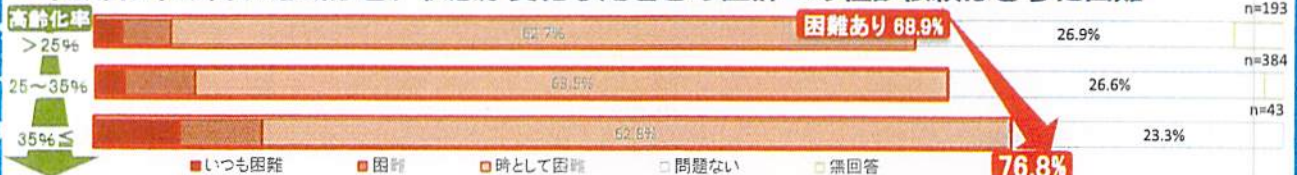
- 7割以上の訪問看護ステーションで医師の指示が得られず、症状が悪化（過去半年）

悪化事例あり, 70.3% なし, 29.7

- 高齢化率の高い地域ほど、状態が変化したときの看護師から医師への連絡が困難



- 高齢化率の高い地域ほど、状態が変化したときの医師への往診依頼はさらに困難



- 特定行為研修制度では対応できない医療ニーズ

出典：日本看護協会(2019)「訪問看護における看護師のケアの判断と実施に関する実態調査」

| | アウトカム (*p<0.05, **p<0.01) | 対象 | 大学院で特定行為研修も修了した看護師の役割 | 特定行為研修制度では対応できない利用者のニーズ |
|----------------|---|--|---|--|
| 利用者の悪化予防 | 救急外来受診↓ (0.09→0.05回*) 予定外入院↓ (0.85→0.58回**) 定期外受診↓ (0.28→0.30回**) ※訪問看護100日あたり | 薬物療法の管理が必要な65歳以上の利用者 ①介入前:n=40 ②介入後:n=70 | 管理者: 初回訪問時にヘルスアセスメント・薬剤マネジメント、訪問した看護師の報告を受けフォロー | 医師の診察を受けるまで薬剤を用いた症状緩和が行われない |
| ポリファーマシーの問題解決 | 総処方薬剤数↓ (259→125剤) 薬剤費↓ (322.6→55.6円/日・人**) ※レベル3以上の有害事象なし | 入所時に薬剤調整が必要であった入所者 (n=42) | 薬剤管理: 処方内容を確認・ガイドライン等をもとに精査→医師に提案し減薬→全身状態の把握・管理 | 医師の指示が得られるまで、ポリファーマシーの課題が改善されない |
| 施設内での皮膚障害の治療促進 | 施設外対応(外来受診・入院)↓ (28.3→3.8%**) 皮膚障害の治療率↑ (78.3→92.5%*) | 創部感染と蜂窩織炎を発症した入所者 ①介入前:n=46 ②介入後:n=53 | 老健ラウンド: 全身状態を踏まえ、薬剤やケア方法の選択、定期ラウンドと電話等で看護師を支援 | 医師の指示が得られなければ、創傷ケアのうち薬剤を必要とする場合はタイムリーにケアを受けられないことがある |

出典：日本看護協会「2018年度NF教育課程修了者の活動成果に関するエビデンス構築パイロット事業報告」

日助発 91 号
2021年8月16日

自民党看護問題小委員会御中

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵

要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職能団体として、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。国内どこに居住しても、母子とその家族が安心、安全に出産、子育てが行えるよう、産前産後ケアの提供体制のさらなる推進や地域での継続支援を促進するための助産所の多機能化の推進、ならびに自治体での助産師雇用の推進が望まれます。さらに発達段階に応じた包括的セクシャリティ教育の構築や女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進を目指していきけるよう、以下について要望いたします。

要 望 事 項

- 1 希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けることができるように産後ケアの周知の推進と利用料金補助の拡充(仮称:産前・産後ケア補助券制度の創設)
- 2 包括的セクシャリティ教育体制の構築
- 3 助産所の多機能化の推進
- 4 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進
- 5 自治体における助産師の雇用の推進

要 望 理 由

1 希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けることができるように産後ケアの周知の推進と利用料金補助の拡充(仮称:産前・産後ケア補助券制度の創設)

令和3年4月から産後ケア事業が母子保健法に位置付けられたことにより、これまで主にハイリスク母子を対象としていた事業を、希望するすべての母親がサービスを受けられるよう、広く社会に周知していくことが必要と考えます。

利用者である母親からは、産前・産後ケアの利用について、周囲から「母親なのに自分の子どもも育てられないのか」「祖父母世代に支援してもらえばよいのではないか」という声があり利用をためらっているという声があります。マタニティーマークが社会に浸透したように社会全体が産前・産後ケアの必要性に理解をすること、利用者負担を軽減することで産前・産後ケア事業の利用が進むと考えます。

特に新型コロナウイルス感染症により母子の孤立がより一層深刻となり、母親の心理的問題や児童虐待の増加が懸念されます。これらを予防するためにも、産前・産後ケアの切れ目のない支援が重要となります。現在、産後ケア事業の利用率の高い地域においては、妊娠、子育て期に使用できるクーポンを配布しており、そのクーポンで産後ケアが利用できる仕組みが作られています。妊婦健康診査補助券のような、産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。

また、里帰り出産先での利用については、全国でもごく一部の市町村のみが対応している状況にあります。全国において、里帰り先でも利用が可能となるような制度の検討をお願いいたします。

令和3年5月、本会が実施した「産後ケアに関する調査(145施設対象)」¹⁾では、産後ケア事業の委託を受けている助産所において経営が困難な状況があることが分かりました。産後ケア事業の委託費については市町村によって異なるうえに、低額である場合が多いため、「黒字」が22%(32施設)であり、「収入・支出がほぼ同額」が20%(29施設)、「赤字」が42%(61施設)となっており、6割が助産所の利益となっていないという厳しい現状が明らかになりました(無回答16%、23施設)。75.8%(110施設)では、助産師が単独あるいは一人雇用によって、人件費を削減し、産後ケアに係る諸経費を削減しようと努力している状況です。さらに、2021年4月より、産後ケア事業における消費税が廃止されましたが、これに伴う委託料の減額がなされたと回答した施設が、19%(27施設)あり、更なる打撃を受けております。このように、産後ケアを提供する施設の負担が大きくなっており、産後ケア事業の継続が難しい状況となっております。適正な委託費ならびに、産後ケア事業にかかる補助金制度のあり方について検討をいただきたく要望いたします。

2 包括的セクシャリティ教育体制の構築

わが国において少子化が急速に進んでいる一方で、セクシャリティに関連した問題（DV、ハラスメント、性別による差別、予期せぬ妊娠、不妊など）が深刻化しています。我が国のセクシャリティに関する教育は、世界の状況から 30 年以上遅れているとの指摘もあり、国として早急に取り組む必要があると考えます。これまで性教育というと、性行動の活発化につながることを連想させ、否定的にとらえられてきました。世界の主流となっている包括的セクシャリティ教育とはこのような性教育の捉え方とは全く異なった視点であり、幼児期からその発育、発達段階に応じたセクシャリティの認知的、感情的、身体的、社会的側面についてのカリキュラムベースにした教育と学習のプロセスである（ユネスコ編：国際セクシャリティ教育ガイダンス より）とされています。そして、家族や友人との人間関係、寛容さや包摂、尊重、親になるということなど、価値観、人権、文化、セクシャリティ、ジェンダー、暴力と安全確保、健康と幸福のためのスキル、人間の体と発達、性行動、性と生殖に関する健康といった幅広い枠組みからなっています。

インターネット、SNS の普及により、子どもたちは、無限に情報が入手できる状況にあり、誤った理解や行動につながる危険性があります。したがって、幼児期から思春期までの包括的セクシャリティ教育プログラムを構築していくことが必要であると考えます。

3 助産所の多機能化の推進

現代は少子化が進行し出産数が減少する一方、女性の出産年齢が上昇しています。そのため、医療的なリスクを抱える妊産婦が増加しています。また、医学・医療技術の進歩により、医療的なケアを受けながら在宅で生活する子どもも増加しています。

助産所の「地域で母子を支援する」という強みを活かし、前述の産前・産後ケア等、分娩取り扱い以外の機能へと活動の拡大を図っているところですが、医療的側面での支援が必要な母子が地域で生活している場合においては、医師の指示において助産所の助産師が指定訪問看護を実施する等、助産所の機能をさらに多様に拡大していくことが必要だと考えます。

助産所からの訪問看護実施を推進するために、例えば、助産所として開設許可を受けている場合においては、健康保険法における訪問看護を担う事業者としてみなし認定していただくことを可能にすること等の措置を要望いたします。

4女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進

男女共同参画局では、生涯を通じた女性の健康支援として、様々な具体的な施策を示しています。また、経済産業省では、女性活躍に優れた企業を「なでしこ銘柄」として選定し、女性が生き生き働き続けるための環境整備を進め、女性の管理職・役員比率など女性の登用度を上げ、多様な人材を活かすことで生産性を高めることにつながるとしています。この環境整備においては、女性が自らの健康を保持増進していくためのヘルスリテラシーを身に付けていくこと、健康に心配や不安がある際には、気軽に相談できる場があることが求められます。さらに、必要に応じて、早期に医療を受けることにつながる窓口があることが重要であると考えます。企業における女性の健康相談窓口の設置及び、支援者として助産師の活用促進を検討されたい。

5自治体における助産師の雇用の推進

全国自治体で子育て世代包括支援センターが設置され、妊産婦とその家族への切れ目ない支援への努力がなされております。母子手帳の交付時より看護職者が継続的ななかかわりを実施しているところでは、メンタルヘルス等に課題がある妊産婦の支援が効果的になされていることは、妊娠出産包括支援モデル事業の事例集等でも報告がなされているところです。特に産前および産後早期に地域で助産師が多職種とチームとなり、継続支援をする役割は大きいといえます。

このため、各自治体での助産師の常勤雇用推進を要望いたします。

以上

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人日本精神科看護協会
会長 吉川 隆



令和 4 年度看護関係予算概算要求に関する要望書

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められる中、急性期医療から在宅医療まで、看護職の活動の場は多様化、高度化しています。精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、総合的に判断しケアする力を獲得することが求められています。

また、このコロナ禍において国民のメンタルヘルスの問題は極めて深刻であり、その対策は喫緊に取り組むべき課題であると考えます。

そこで、令和 4 年度看護関係予算概算要求について、以下の通り要望いたしますので、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項

1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、精神科病院に従事する看護職員および看護補助職員の育成のための予算措置を講じていただきたい。
2. 精神障がい者の地域生活を支える看護職員が、職域を超えた支援を理解するために、多職種合同で行う研修会の実施や、地域の医療従事者の人事交流などに関わる予算措置を講じていただきたい。
3. コロナ禍において、国民のこころの健康の保持・増進のために自殺対策を含むメンタルヘルス対策の実施並びに必要な時に必要な医療を受けることができるための体制整備と予算措置を講じていただきたい。

要望内容

1. 精神障がい者が地域で生活することを前提とした、良質な精神科医療の提供体制を整えるためには、精神科医療に従事する看護職員の充実が求められています。看護職員および看護補助職員への各病院内での研修の充実が重要であり、これらの人材育成研修を各病院が開催できるよう予算措置を要望いたします。
2. 精神障がい者が地域で安心して生活するためには、支える医療従事者の連携が不可欠となります。都道府県においても研修会が実施されていますが、多職種・多機関連携等に関する内容の人材育成研修の実施率は約3割であり十分とはいえません。そのため保健・医療・福祉等、職域にとらわれない連携を促進するためには、地域の多職種合同で行う研修制度を充実させる必要があります。そのための体制整備、推進を要望いたします。あわせて、地域の医療従事者の人事交流などに関わる予算措置を要望いたします。
3. 現在のコロナ禍において、不安、ストレス関連症状、不眠、自殺企図等のメンタルヘルスへの影響が多数報告されており、長期的には心的外傷後ストレス障害、うつ病、自殺の増加、既存の精神疾患の悪化等が懸念されています。そのため感染症対策に尽力している従事者を含め、すべての国民の精神的な不調に対して、早期から医療的な介入の必要性が求められます。国民のこころの健康の保持・増進のために自殺対策を含むメンタルヘルス対策の実施並びに必要な時に必要な医療を受けることができるための体制整備と予算措置を要望いたします。

自民党看護問題小委員会 御中

公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 清水嘉与子



訪問看護の推進に係る要望

新型コロナウイルス感染症の拡大から、在宅療養を支える訪問看護ステーションにおいても在宅療養者の健康観察を含め様々な対応を必要とし、改めて訪問看護の充実強化が求められています。

また、地域では、認知症や看取り期にある要介護等高齢者、精神障害者、医療的ケア児が増加し、訪問看護師を増やして看護技術力強化等による在宅ケア体制整備も急務です。

つきましては、地域で看護の機能が十分発揮でき、適切に評価されますように、下記のとおり要望いたしますので、ご支援・ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【要望項目】

1. 新型コロナウイルス感染症対象者に対する訪問看護への支援
2. 訪問看護ステーションの看護機能強化への支援
3. 医療保険の訪問看護における電子レセ請求の実現とデータの活用
4. 第8次医療計画、第9期介護保険事業計画への訪問看護の反映
5. 訪問看護ステーションの業務負担軽減に関する ICT 化の早期実現

【要望内容】

1. 新型コロナウイルス感染症対象者に対する訪問看護への支援

新型コロナウイルス感染症の在宅療養者が急増する中、訪問看護の有効活用及び感染防護具の支給について

- 1) 訪問看護ステーションを活用した医療と保健所・行政との切れ目のない連携ができる仕組みづくりを各自治体で進めていただきたい。

※在宅療養者の健康観察から治療が必要な状態になった場合に保健所に連絡と同時に、主治医から、即、訪問看護ステーションに指示書が交付され、訪問看護師が対応できるようにする必要がある。

※特に高齢者以外は主治医のいない場合が多く、指示書を交付する医師が即座に確保できない状態がある。

- 2) 訪問看護ステーションへの感染防護具（N95 のマスクを含む）支給の継続を要望する。
- 3) 訪問看護師の家族内感染が起きないように、ホテルに滞在して訪問するためのホテル滞在費用の支給を病院看護師同様に要望する。

2. 訪問看護ステーションの看護機能強化への支援

在宅医療の一翼を担う訪問看護師としての技術・知識力の向上を図ることの対応について

- 1) 各都道府県において基金による訪問看護支援事業の有効かつ効果的な活用を促進していただきたい。
 - (1) 新卒看護師の入職者育成による訪問看護師確保のために訪問看護ステーションに対し財政的支援を要望する。
 - (2) 医療技術研修の充実のために看護系大学・教育病院・訪問看護教育ステーションなどの協力による実習体制の構築が促進されるように財政的支援を要望する。
 - (3) 訪問看護ステーションの看護師が特定行為看護師研修制度を受講できるように財政的支援を要望する。
- 2) 看護基礎教育における在宅看護の科目・在宅看護の実習を一層充実させていただきたい。

3. 医療保険の訪問看護における電子レセ請求の実現とデータの活用

医療保険の訪問看護療養費に係るレセプト請求の電子化は何度も延期を余儀なくされ、社会保障審議会（医療保険部会）で令和 6 年 4 月分からようやく導入されることが承認されたことについて

- 1) 令和 6 年 4 月分から、全訪問看護ステーションが実施できるように予算措置を要望する。
- 2) 訪問看護のレセデータはオープンデータとしてデータブックで示すなど、各自治体をはじめ広く活用できることを要望する。
- 3) 訪問看護ステーションがシステム導入時に係る費用の予算措置を要望する。

4. 第 8 次医療計画、第 9 期介護保険事業計画への訪問看護の反映

令和 6 年 4 月分から導入される訪問看護の電子レセデータは、令和 6 年度開始の医療計画や介護保険事業計画には反映できないことについて

- 1) 医療保険の訪問看護の紙媒体によるレセプトが両計画に反映できるようなデータ化、統計処理をするための予算措置を要望する。
- 2) 医療計画に反映できる訪問看護の指標づくりの早急な取り組み及びマニュアル策定、各自治体の医療計画策定担当者に訪問看護の活用に関する研修会等を開催するための予算措置を要望する。

5. 訪問看護ステーションの業務負担軽減に関する ICT 化の早期実現

- 1) 訪問看護制度では、主治医が交付する訪問看護指示書は医療機関が準備することになっているにもかかわらず、いまだに訪問看護ステーションが返信用封筒に指示書様式を同封して交付されている現状の改善について、訪問看護指示書、計画書・報告書の ICT 化の予算措置を要望する。
- 2) 各自治体における訪問看護等在宅ケアのネットワーク化及びビデオ通話等の活用を促進するために、システム導入時の補助等を要望する。

令和3年8月17日

自民党看護問題小委員会 御中

公益社団法人 全国助産師教育協議会

会長 村上



要望書

今後一層深刻化・複雑化が予測される超少子社会において、妊娠・出産・子育て支援の専門家である助産師には、これまで以上に役割発揮が期待されており、母子や家族を身近で支える有能な助産師を育成することは急務です。

そのような中、新型コロナウイルスの感染拡大は収まらず、全国の助産師養成機関においては、対面授業・演習の制限、臨地での実習の中止・延期や対象者との接触制限等、十分な学習の機会が得られず、助産師の育成に大きな影響を及ぼしています。

そこで本協議会は、「コロナとともに生きる社会」において、確かな知識と実践力を身に着けた助産師の育成に向けて、次のことを要望します。

1. 新卒助産師の卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置

【要望理由】

コロナ禍における妊産婦の不安および抑うつ症状の増加は、児童虐待や家族のメンタルヘルスケアにも影響を及ぼすことが危惧されており、これまで以上に安心・安全で快適・満足なケアの提供が求められている。その一方で、新型コロナウイルス感染症の長期化と蔓延化は、学生の臨地での実習を阻み、事例を通しての体験や経験を十分得ることが難しい状況となっている。

新卒助産師が、妊産婦や新生児とその家族に寄り添い、必要とされる助産ケアを提供できる実践力を修得するには、卒後研修の保障が必須であるため、新卒助産師が個別に丁寧に指導を受けられるように、卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置をお願いしたい。

2. 実習前／卒業前の助産師教育共用試験（CBT:Computer Based Testing および OSCE:Objective Structured Clinical Examination）の導入に向けた予算措置

【要望理由】

助産師教育では、助産師学校養成所指定規則に基づき‘学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うこと’や、‘妊娠中期から産後1か月まで継続して受け持つ実習を1例以上

行うこと'など、臨床参加型実習を展開しており、さらに、'産後4か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい'ことから、実習前の学生には高い知識と技術が求められる。

また、女性や子育て期の家族を取り巻く問題・課題は複雑化しており、助産学実習で母子の安全が守られ、妊産婦や家族、あるいは臨床側から助産師学生の基礎的能力に対する信頼を得られるよう、助産学実習開始前の学生の質を一定水準に担保し、保証するための知識・技術・態度を兼ね備えた質の高い助産師の養成は喫緊の課題である。

今年度、医学教育においては医療法の一部改正(第11条第1項関係)により、国民の生命を守る医師の教育に共用試験が課せられた。助産師教育においても共用試験の重要性が認識されており、本協議会では「助産師教育における将来ビジョン2021」の一つに助産師教育共用試験の導入を掲げたところである。上記課題の解決に向けた取り組みのできる助産師を養成するために、助産師教育共用試験の導入に向けて予算措置をお願いしたい。

一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会長 尾寄 新平

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症は、我が国でも大都市圏を中心に拡がりを見せ、多くの感染者が発生しています。

現在、新型コロナウイルス感染症は第5波となり感染者が増加し、緊急事態宣言が発出されています。新型コロナウイルスワクチンの接種も加速されていますが、重症者や在宅療養者も増加し、未だ収束の目処がたたない状況にあります。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を、地域で徹底し、医療崩壊を拡大しないことが喫緊の課題とされています。

訪問看護ステーションの利用者の多くは、感染した場合、重症化するケースが多いとされる高齢者や基礎疾患を持つ方々です。利用者とそのご家族が安心して生活を継続できるよう支援するためには、訪問看護ステーションにおける感染症対策等の充実が求められています。

また、超高齢社会を迎え、全世代の人々に対応できる医療・介護の体制づくりが急務とされています。今後、医療的ケアを必要とする在宅療養者が急増することが見込まれる中、訪問看護サービスの利用者も小児をはじめ、がん、神経難病、精神疾患等の方々が増加しており、そのニーズは多様化、複雑化しています。

このような状況において、重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護は、国民にとって最も重要なサービスのひとつであり、そのサービスを中心的に担うのが訪問看護師です。医療ニーズが高い方でも、入院ではなく、在宅生活を基盤として多機能なサービス提供を受けることで、地域での生活を継続することができます。

高齢者が増加し、生産年齢人口が減少する中、国民が安心して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」を実現するため、在宅医療の推進が求められています。そのためには、在宅医療サービスの一つである「訪問看護サービス」の充実が必要であり、以下の項目の充実・促進を要望いたします。

重点要望

- I. 新型コロナウイルス感染症対応における
 - ・ 衛生材料および个人防护具等の継続供給
 - ・ 訪問看護ステーションの存続に対する支援の充実
- II. 訪問看護における ICT 活用促進への支援
- III. 訪問看護師等の早急で大幅な人材確保と業務環境の整備
- IV. 医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が、安心して在宅生活を送ることができる仕組みづくりへの支援
- V. 在宅ケアにおける事故報告システムの開発

重点要望

I. 新型コロナウイルス感染症対応における、衛生材料および個人防護具の継続供給と訪問看護ステーションの存続に対する支援の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大下においても、訪問看護ステーションは、在宅療養者や家族が安心して生活が続けられるよう、病院・診療所や保健所など関係機関と連携しながら訪問看護サービスを提供しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域における新型コロナウイルス感染症の在宅療養者が増加し、保健所を中心とし、医師会や看護協会など関係団体や医療機関や訪問看護事業所等及び在宅酸素業者などとの連携を前提とした在宅療養システムの構築が急がれています。

一方で、訪問看護ステーションにおいては、新型コロナウイルス感染症予防策を講じつつ訪問看護サービスを提供するために必要な、マスク・消毒薬・グローブ・ガウン等を備蓄していますが、それら備蓄用品の費用及び備蓄しておく場所が十分にありません。以上の状況から、訪問看護師が安全に訪問看護サービスを提供するとともに、利用者とその家族の方々にとって安全・安心を確保するためには、①N95・サージカルマスク、②手指消毒用アルコール、③使い捨てガウン、④ゴーグル、⑤使い捨てエプロン、⑥使い捨て手袋、⑦使い捨てキャップ、⑧使い捨て足カバー、⑨ペーパータオルなどの確保が不可欠であり、訪問看護事業所に継続的な供給をお願いしたい。

それと共に、訪問看護師へのすみやかな PCR 検査実施体制の構築と検査料金への補助をお願いしたい。

また、在宅療養支援は、多職種でチームとして関わるため、地域の介護職や障害者施設スタッフへの感染対策の情報共有なども訪問看護師の重要な役割であり、地域で活動ができるよう支援をお願いしたい。

さらに、訪問看護事業所は、前記の物品を確保するための費用やそのための時間確保、コロナ禍において利用者や家族、市民が地域での生活を継続するためワクチン接種など、さまざまな相談を受ける時間も増大しています。医療保険においては、令和3年4月から9月診療分に関する「訪問看護感染症対策実施加算」、介護保険においては、令和3年4月から9月30日までの間基本報酬に係る経過措置として「基本報酬に対する0.1%の上乗せ」が実施されていますが、現状において新型コロナウイルス感染症は、感染拡大しているため、医療保険による「看護感染症対策実施加算」と介護保険による「基本報酬に対する0.1%の上乗せ」の期間の延長をお願いしたい。

II. 訪問看護における ICT 活用促進への支援

コロナ禍において、訪問看護事業に限らず、ICT 活用は、必須な課題です。訪問看護に必要な ICT の活用は、「レセプト請求などの事務作業」「訪問看護記録などの業務」「質の向上のためのデータ化」「地域の関係機関との連携」など多岐にわたります。しかし、病院などの医療施設に比べ、訪問看護ステーションにおける ICT の活用は遅れています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の中で多職種が情報を共有し連携を密にする時代に合わせて、記録や情報提供のために ICT を活用することは重要です。

また、レセプトの電子化は、保険医療機関においては、平成 27 年度から実施され、その電子化により集められたレセプト情報が、「データヘルス計画」として活用されています。訪問看護のレセプト電子化により、より質の高い医療・看護の実現に向けたレセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）が推進されます。また、平成 28 年度から訪問看護レセプト電子化が検討されており、令和 5 年 1 月から請求開始予定です。この移行が円滑に実施されるよう、訪問看護ステーションのレセプト電子化に必要な環境整備に対する補助金などのご支援をお願いしたい。

効率的で効果的な訪問看護サービスの提供と多職種との情報共有を推進するために、資金面の支援やネットワークシステムの普及啓発など、訪問看護における ICT 活用への多岐な支援策を検討し、実施していただきたい。

さらに、オンライン診療の推進について、医師だけでなく、訪問看護師も様々な ICT の活用により、在宅療養者が安心して生活できるよう、電話による相談や病状に対するアセスメントなどの推進が図れるよう支援をお願いしたい。

(参考)

全国訪問看護事業協会調査

訪問看護記録（日々の訪問記録）手書き 75.4%(2009)→ 56.9%(2018)→ 46%(2019)

ICT 活用 23.0%(2009)→ 38.6%(2018)→ 53.8%(2019)

III. 訪問看護師等の早急で大幅な人材確保と業務環境の整備

医療ニーズの高い要介護者（ターミナルケアを含む）や新型コロナウイルス感染症の自宅療養者、超重症児等の患者が急増する中、それらの方々の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築には、訪問看護師は大きな役割を担うとともに、質の高い訪問看護サービスの提供が求められています。

訪問看護サービスが必要な方々に、十分にかつ安定的にサービスの提供ができるよう、「厚生労働省 医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」では、2025 年に訪問看護師を 12 万人に増員するよう提言しています。その実現に向けた取り組みとして、訪問看護に関する広報の充実など訪問看護への理解を深める具体的な強化策を実施していただきたい。

また、訪問看護師の人材確保に当たっては、地域格差を踏まえ、都市部と地方の人材確保に対するニーズにあった支援をお願いしたい。

同時に、働き方改革に基づき、全国の訪問看護師が生き生きと働けるような勤務環境を整備していただきたい。また、訪問看護サービスの提供に当たっては、看護師が単独で訪問することが主であり、さまざまなハラスメント対策とともに地域の環境にあった駐車ルールの整備と駐車許可申請の簡素化（事務手続きが所轄の警察署により随分異なり、個人情報提出などを求められるケースもある）などの強化をお願いしたい。

IV. 医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が、安心して在宅生活を送ることができる仕組みづくりへの支援

小児訪問看護利用者は年々増加しており、令和元年には、18,774人の小児に訪問看護サービスを提供し、安全に生活ができるための支援を行っています。そうした中、医療的ケア児など、NICU等に長期入院後、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、在宅療養を送る児が増加しています。令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する法律」が施行されることにより、訪問看護へのニーズは、さらに拡大すると考えます。

「訪問看護アクションプラン2025」では、小児の訪問看護の機能拡大として、学校・作業所への訪問看護の提供や、訪問看護の質の向上として、重度心身障がい児やNICUからの退院児に十分な対応ができるようにすることを掲げています。女性が出産を機に、キャリアが異なることなく、社会での活躍が継続されるために、また、医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が安心して、在宅療養を継続するためには、教育・福祉・医療の連携が必要であり、文部科学省と厚生労働省では、連携強化に向けた取組が検討されています。

現在、訪問看護サービスの提供は居宅に限られているため、保育所・幼稚園・学校等や児童養護施設・放課後デイサービス・作業所等への訪問が可能となるような新たな仕組みづくりとそのための支援をお願いしたい。

さらに、小児に止まらず、障害者など全ての人の生活の基盤として地域共生社会の実現に訪問看護も参画できるよう支援をお願いしたい。

V. 在宅ケアにおける事故報告システムの開発

在宅医療が推進される中、医療依存度の高い在宅療養者の増加に伴い、さまざまなリスクが発生し、訪問看護サービス提供時の事故の報告がみられます。

しかし、在宅ケアの場面で発生した事故・インシデント等の報告や集積に関しては、各事業所任せになっているところがほとんどです。それらの事故・インシデントを、全国規模で集積・分析・対応・改善策に取り組むような仕組みを構築していくことが急務です。

在宅ケアに関連した事故を防ぎ、在宅療養者がより安心・安全に生活でき、支援者である訪問看護師も安全なサービス提供ができることを目的に、全国的に活用できる「在宅ケアにおける事故報告システム開発」のための資金面の支援や普及のための制度化について推進していただきたい。

令和3年8月16日

自民党看護問題小委員会御中

国立大学病院看護部長会議
会長 小見山智恵子



要望書

新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）診療と高度急性期医療の両立のため、最前線に対応している大学病院が、適切に診療機能や教育機能を維持でき、かつ看護師をはじめとする病院職員が少しでも安心して勤務できるよう、以下7点について要望致します

1. 感染拡大を抑えるための、医療崩壊の危機意識の共有と対策
2. COVID-19 と高度急性期医療の双方に対応できる看護体制確保のための支援
 - 1) COVID-19 診療体制維持のための財政的支援
 - 2) 看護補助・清掃業務への支援
3. 医療現場における ICT 等の活用に向けた支援
4. 感染対策のために必要不可欠な医療材料の確保
5. 医療従事者等に対するこころのケアの充実
6. 看護学生の臨地実習受け入れのための支援
7. 看護師の教育環境の充実のための支援
 - 1) 新人看護師の研修の充実
 - 2) 院内教育を遠隔システムに変更するための支援

1. 感染拡大を抑えるための、医療崩壊の危機意識の共有と対策

国立大学病院は、地域医療の中核を担う病院として、COVID-19 の重症重篤患者および中等症患者を受け入れ、治療・ケアにあたっております。また、通常診療すなわち感染予防対策が厳しく求められる高度急性期医療の機能を並び立たせなければなりません。

しかし、8月10日に全国医学部長病院長会議より声明が発表されたとおり、現在、新型コロナウイルス感染症第5波が全国的に拡大しており、感染者数の急激な増加によって、

一部の大学病院ではすでに手術や救急、集中治療を要する患者の受け入れ制限を行っております。通常ならば救える命が救えない、いままさにその事態がはじまっています。また、市中感染の拡大により、医療従事者の家族が COVID-19 陽性となる可能性も増えています。家族が陽性となった場合、同居の医療従事者は休務せざるを得ず、マンパワー不足によって医療逼迫、医療崩壊に拍車がかかることが予測されます。

各病院は最善を尽くし対応しておりますが、この感染拡大を抑えられなければ、悪循環を断ち切ることはできません。是非、国民の皆様と医療崩壊の危機感を共有し、適切な感染予防行動によって感染拡大を抑えられるよう、政府や本委員会の先生方からの強力な発信、啓発、対策をお願いいたします。

2. COVID-19と高度急性期診療の双方に対応できる看護体制確保のための支援

1) COVID-19 診療体制維持のための財政的支援

前述のとおり、国立大学病院は地域医療の中核を担う病院として、COVID-19の重症中等症診療と通常の高度急性期医療の機能を両立させなければなりません。いずれの医療も集中治療を実践できる多くの看護師を必要とするため、看護体制づくりに難渋しています。看護単位を再構築しCOVID-19患者の看護体制を整えています。通常診療の2倍以上の人員配置を必要とするため、病棟の閉鎖やICU病床削減等での対応を継続せざるをえません。

COVID-19患者の診療報酬および病床確保料は算定されているものの、一般診療への影響が続いていること、COVID-19対応職員への危険手当支給等により人件費が上昇していること、感染対策のため医療費が上昇していることなどから、極めて厳しい財政状況が続いております。診療体制や看護体制を維持するためには看護師の確保が必要不可欠ですが、COVID-19診療による病院経営の圧迫によって、看護師数の維持を困難にするという悪循環が生じかねません。COVID-19診療に関する経費補助や診療報酬による評価など、看護体制確保のため支援の継続をお願いいたします。

2) 看護補助・清掃業務への支援

現在でも、看護師以外でも実施できる清掃等の業務を看護師が行わざるを得ない状況が続いています。看護補助者雇用に対する評価の見直しとともに、COVID-19患者の療養環境を清掃する業者への支援をお願いいたします。

3. 医療現場におけるICT等の開発及び利活用に向けた支援

COVID-19陽性者へ対応する医療現場の看護師が、観察や測定、処置実施、モニター管理などスムーズに実施できる環境確保とともに、それら実施後の記録等をタイムリーに行うために必要なICTの開発及び利活用に対する経済的支援をお願いいたします。

4. 感染対策のために必要不可欠な医療材料の確保

マスク・PPE等の医療材料の供給は改善しているとはいえ、第5波の到来により、使用量は一層増加すると予測されます。無症候性感染者も増えている中、患者に対応する看護師は、再び自らの感染リスクに不安を抱きながら勤務しております。院内で勤務するすべての病院職員が適切なPPE着用によって安心して勤務できるよう、マスクやガウンなど必要不可欠な材料が現場に行き渡るような安定した確保とご手記を継続して頂きますようお願いいたします。

5. 医療従事者等に対するこころのケアの充実

医療従事者は、先行き不透明な COVID-19 対応に非常に高い緊張感と不安をもって、長期間対応しております。また、看護体制維持のためのイレギュラーな部署異動などによる精神的負担も大きいと考えます。それぞれの施設におけるこころのケア活動を推進するため、こころのケア活動を評価するなどの支援をお願いしたく存じます。

また、こころの健康を維持するためには十分な休養が必要です。人員が不足している状態では、十分な休暇を取得してもらうこともできません。看護師が適切に休暇を取得できるよう、前項 2-1) と重なりますが、看護体制の適正な評価をお願いいたします。

6. 看護学生の臨地実習受け入れに対する支援

COVID-19 感染症によって看護学生の臨地実習が大きく制限を受けています。臨地実習で経験すべき技術の経験が少ないだけでなく、看護の対象となる方々との直接の接触が少ないことが入職後の職場適応にも大きな影響を及ぼすと予測されます。そのような事態を回避するため、各病院では学生と患者の安全に配慮しながら、努力して看護学臨地実習の受け入れを継続しております。

臨地実習ができないのはやむを得ないという風潮にならないよう、臨地実習を受け入れている施設や病院に対する感染対策経費やインセンティブ、オンラインを活用し医療現場の臨場感を伝えられる演習等の実施についての支援など、臨地実習の受け入れの支援をお願いいたします。

7. 看護師の教育環境の充実のための支援

1) 新人看護師の研修の充実

前述のように臨地実習の機会が大きく制限された新人看護師が、急性期医療の現場で勤務できるようになるためには、いままで以上の教育体制や支援体制、時間が必要です。夜勤要員となるまでの期間も延長すると予測されます。

安全な医療提供のため新人看護師研修を充実させられるよう、年度当初の一定期間においては、例えば平均夜勤時間などの看護師配置基準の緩和、新人研修の補助金額の増額や手厚い指導体制の評価など、多方面から検討して頂きますようお願いいたします。

2) 院内教育を遠隔システムに変更するための支援

昨年度より、院内集合研修の実施ができなくなり、個人学習や部署ごとの研修に変更が余儀なくされました。現在は急場しのぎのシステムであり、効果的かつ効率的な内容にするためには、e-learning 等の遠隔学習システムへの転換と充実が必要です。特に、基礎教育で十分な臨床実習ができない看護師の入職後の支援は今まで以上に手厚い対応が求められます。しかし、そのシステムづくり、教材改変等のインフラ整備、電子端末、教育担当者が不足しております。

コロナ禍を契機として変更したシステムではありますが、感染予防の観点から多人数対面を前提にした教育体制に完全に戻ることは想定できず、継続的な運用を考慮した教育システム構築が必要です。看護師全体の院内教育を遠隔システムに変更するための財政的支援をお願いいたします。

以上

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 山本 則子



要望書

一般社団法人日本看護系大学協議会では、新型コロナウイルス感染症影響下においても看護学教育の質を担保するため、現状を把握する調査を実施し、制限のある中での教育の質担保と社会に役立つ卒業生の安定的な輩出に向けた活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大により看護学教育も多大な影響を受け、看護学教育では必修とされる臨地実習を計画通りに実施できない状況が継続しています。このような状況に鑑み、文部科学省では有識者会議が開催され、課題の解決に向けて大学で取り組まれることが推奨される事項および今後の大学における看護学教育への展望が示されました（新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の在り方に関する有識者会議報告書、令和3年（2021年）6月8日）。

一方、本協議会会員校を対象に2021年4～5月に実施した緊急調査の結果、2020年度後期の実習が予定通り実施できた大学は7.2%でした（添付資料参照）。また、有識者会議報告書で推奨された新たな取り組みを実施する上での課題も明らかになりました。

今後も新たな感染症の懸念が続くことから、新興感染症の時代に社会のニーズに対応できる看護師の育成のため、次の事項についてご検討をお願いいたします。

要望事項

1. 臨地実習の教育の質の向上に向けて：臨地以外の場で実習教育の代替とする教育の環境整備の充実への予算措置
2. 新たな感染症パンデミックを見越した人材育成に向けて：感染看護学と公衆衛生看護学の知識・技能を併せ持ち、多様な場における感染症対応ができる人材育成への予算措置

1. 臨地実習の教育の質の向上に向けて：臨地以外の場で実習教育の代替とする教育の環境整備の充実への予算措置

有識者会議報告書では、限られた実習の学修効果を最大にするために、臨地実習前の準備段階の学修や臨地以外の場での代替としての教育として、シミュレーション教育、模擬患者を用いた教育、VR（バーチャルリアリティ）を利用した実習などの教育方法が推奨されています。また、コロナ禍での実習成果は学内でのシミュレーションで十分な予習をしていたことが短い実習時間でも学修成果が高かったという報告もあります。しかし、本協議会の実態調査では、会員校におけるシミュレーション設備等の現状は「十分な設備がある」はわずか12.7%であり、「不足している」が54.2%、「シミュレーション機器のレベルに不満がある」が35.1%でした。動画教材については、「現在ある動画の内容とレベルに不満がある（44.6%）」「学生に対して数が足りない（27.1%）」であり、模擬患者の活用については「学生に対して数が足りない、全くない（40.6%）」「模擬患者のトレーニングが十分できない（40.6%）」でした。

以上のように、新たな感染症の時代を見据え看護系大学の教育環境は不十分な状況と言わざるを得ません。ICT活用体制、シミュレーション機器等の充実、模擬患者の育成等の教育環境の充実・整備が早急に求められます。看護学教育の質を充実させるために、全国の大学の教育環境整備を可能とする予算措置を要望します。

2. 新たな感染症パンデミックを見越した人材育成に向けて：感染看護学と公衆衛生看護学の知識・技能を併せ持ち、多様な場における感染症対応ができる人材育成への予算措置

新型コロナウイルス感染症だけではなく、新たな感染症パンデミックのリスクが今後も続くことが予測されます。今回の経験でわかる通り、パンデミック対応には、医療機関、高齢者等ケア施設、地域等、多様な場において感染症対応のできる人材の育成が求められ、看護学教育はこれについて重要な責務があります。

多様な現場で市民と対面し直接的なケアを担う看護職は、これまで以上の感染看護の知識と技能を、公衆衛生の知識と併せて持つことが必要です。さらに、多様な現場で高度なリーダーシップを発揮できる人材の育成も急務であり、感染対策のスペシャリスト育成のための大学院教育の充実が求められます。

新型コロナウイルス感染症下では保健師・看護師不足が課題になり、多くの看護系大学の教員等が現場を支援し、必要とされる知識のまとめと普及に尽力しました。今回の反省をふまえ、ポストコロナ時代の新たなパンデミックに備えるために、保健師・看護師・助産師の基礎教育において、感染看護を強化し、感染看護のリーダーとなる人材の育成も必要です。このような人材育成に向けて、感染看護学、災害看護学、チーム医療なおしの機会提供など、多くの看護系大学・大学院において感染症対応型人材育成が実施できる予算措置を要望します。

以上

資料：

新型コロナウイルス感染症影響下における看護系大学の2020年度後期の臨地実習の実施状況、および、臨地実習を補完・代替する教育設備に関する調査結果（抜粋）

一般社団法人 日本看護系大学協議会

調査対象：2021年3月31日現在の日本看護系大学協議会会員校 287 課程

調査期間：2021年4月28日～5月14日

調査方法：Googleフォームを用いたweb調査

回答数：251 課程 / 287 課程（回収率 87.5%）

2020年度後期の臨地実習の実施状況（回答数 251 課程） 上段：課程数 下段：（%）

| 臨地での 実施状況 | 全数 | 設置主体別 | | | | 附属（関連）病院の 有無 | |
|-------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------|-----------------|---------------|
| | | 課程数 （%） | 国立 38 課程 | 公立 45 課程 | 私立 166 課程 | 不明 | 有 120 課程 |
| 通常どおり実施 できた | 18 (7.2) | 6 (15.8) | 6 (13.3) | 6 (3.6) | | 13 (10.8) | 5 (3.8) |
| 一部臨地で実習 を実施できた | 220 (87.6) | 32 (84.2) | 35 (77.8) | 151 (91.0) | 2 | 102 (85.0) | 118 (90.1) |
| 実施できなかつ た | 13 (5.2) | 0 | 4 (8.9) | 9 (5.4) | | 5 (4.2) | 8 (6.1) |

実習を「通常通り実施できた」のは僅か7.2%であり、「一部臨地で実習を実施できた」のが87.6%であった。実習の「内容を変更した」、あるいは「実習を実施できなかった理由」は、実習施設の方針によるとの回答は約52%であった。

シミュレーション設備等の現状（回答数 251 課程）複数回答

| 現 状 | 課程数 | % |
|--------------------------------------|-----|------|
| 十分な設備がある | 32 | 12.7 |
| 学生に対して数が足りない、全くない | 136 | 54.2 |
| 現在のシミュレーション機器のレベルに不満がある | 88 | 35.1 |
| シミュレーション施設を使いこなす準備が出来ている | 64 | 25.5 |
| シミュレーション施設を活用した教育プログラムが十分に 準備出来ない | 123 | 49.0 |

シミュレーション設備の現状は、設備の不足、特に学生数に対する数の不足、機器のレベルへの不満、シミュレーション機器を活用する教育プログラムの不十分さ等の課題が明らかになった。

動画教材の現状 (回答数 251 課程) 複数回答

| 現 状 | 課程数 | % |
|----------------------------|-----|------|
| 十分な教材がある | 44 | 17.5 |
| 学生に対して数が足りない、全くない | 68 | 27.1 |
| 現在ある動画の内容とレベルに不満がある | 112 | 44.6 |
| 教材を使いこなす環境が整っている | 88 | 35.1 |
| 動画教材を活用した教育プログラムを十分に準備できない | 97 | 38.6 |
| 模擬患者を活用した教育プログラムを十分に準備できない | 156 | 62.2 |

臨地実習の補完・代替教育ツールとしての動画教材についても、現在ある動画の内容のレベルや数についての不満が明らかになった。

模擬患者を活用した教育の現状 (回答数 251 課程) 複数回答

| 現 状 | 課程数 | % |
|----------------------------|-----|------|
| 十分な教材がある | 17 | 6.8 |
| 学生に対して数が足りない、全くない | 102 | 40.6 |
| 模擬患者のトレーニングが十分できない | 102 | 40.6 |
| 模擬患者を活用した教育プログラムを十分に準備できない | 156 | 62.2 |

模擬患者については、学生に対する数の不足、模擬患者を活用した教育プログラムを準備できない現状が明らかになった。

以上より、臨地実習を補完・代替する教育設備に関しては、看護系大学の教育環境は不十分であり、新型コロナウイルス感染症影響下において充実させる必要性が大であることが明らかになった。

以上

一般社団法人 日本看護系大学協議会：

「看護系大学生の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) ワクチン接種状況等に関する調査結果報告」より抜粋

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人日本看護学校協議会

会長 水方 智子



要 望 書

一般社団法人日本看護学校協議会は、准看護師を含めた看護基礎教育課程の約5割近くの学校が加盟しており、全国で唯一の看護学校の団体として、看護教育機関の質向上のために努力しています。

当協議会では、会員の看護師等養成所を対象に、2021年1月～2月に看護師等養成所の管理・運営等に関する実態調査を行いました（調査依頼576課程、回答413課程、回答率71.7%）。その中の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について」の調査結果より、いくつかの課題が明らかになりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は治まる気配をみないことから、次の事項につきましてご尽力賜りますようお願いいたします。

要 望 事 項

1. 新型コロナウイルス感染症の影響下での看護基礎教育の質の担保に向けた ICT 教育の充実
2. 看護学生及び看護教員の新型コロナワクチン接種を可能とするための施策及び
PCR 検査費用の助成
3. 看護学生の学業継続のための経済的支援

1. 新型コロナウイルス感染症の影響下での看護基礎教育の質の担保に向けた ICT 教育の充実

前述調査の「2020年度の臨地実習はどの程度実際の臨地で実施出来たか」という項目では、例年よりも実習が減少したとの回答が8割を超えました。また、不足分の学びや体験の補いは、8割以上の課程でシミュレーション学習を導入しており、動画を活用した実習や、ペーパーペーシェントでの自宅学習（課題取り組み）等、各課程の教員が、質の担保に向けて様々な工夫を実施したことが明らかになりました。しかし、「臨地実習が予定通り行えなかったことが“学生の看護実践の基礎的能力”へどう影響したか」の項目では、50%以上の課程から“状況の変化に気づき対処する能力”、“人間関係を形成するコミュニケーション能力”がともに低下したと回答があり、臨地実習が実施できないことによる看護教育の質の低下が懸念されている事が明らかになりました。加えて、「学内ネットワーク（Wi-Fi や LAN ケーブル）の2020年度の状況」の項目では、25%の課程において未だ脆弱であると回答がありました。

このことから、今後も続くであろう感染拡大の状況を踏まえ、シミュレーターなど実習補完教材及び学内ネットワーク環境の整備及び遠隔授業に伴う機材（パソコン・タブレット端末・Webカメラ等）の充実など、看護基礎教育の質の担保に向けた ICT 教育の充実への助成を要望します。

2. 看護学生・看護教員の新型コロナワクチン接種を可能とするための施策及びPCR検査費用の助成

本年2月16日に厚生労働省健康局健康課長通知において、新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象に「医学部生等の医療機関に実習を行う者」が追加され、看護学生もこれに含まれていますが、未だ、希望者全員が接種を済ませた状況ではありません。また、前述調査の「臨地実習前に実習施設からの要請により、実習参加学生のPCR検査などを行ったか」の項目では、24%の課程が実施したと回答し、30%程度の課程から検査費用を学生が負担をしたと回答がありました。

このことから、現在及び今後のワクチン接種においても、優先接種が可能となる施策とともに、PCR等検査費用への助成を要望します。

3. 看護学生の学業継続のための経済的支援

前述調査の「新型コロナウイルス感染症流行が学生に与えた影響」の項目では、85%以上の課程から「学習に対する不安増」、60%の課程から「就職後の不安増」、50%の課程から「学びの満足感減」、41%の課程から「学費の負担増」と回答がありました。加えて、就職内定時期の遅延や退学を検討する学生数にも影響を与えたという回答もあり、新型コロナウイルス感染症が、学生達に与えた影響は多岐にわたることがわかりました。

このことから、学生が学費負担を考える事無く学業継続が出来るための経済的支援を要望します。

以上

2021年8月18日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 岸 恵美子

新たな感染症の時代における感染症対応型保健師人材育成に関する要望書

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大、急激な少子・高齢化の進行や地域力の弱体化、自然災害の多発など、地域保健を取り巻く課題は多様化しています。

一般社団法人全国保健師教育機関協議会では、新型コロナウイルス感染症影響下でも保健師教育の質を担保するため、現状調査を実施し、制限のある中での教育の質担保と、社会に貢献できる保健師の育成に向けた活動に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症に対応する自治体支援として、多くの保健師課程の教育に関わる教員が、積極的疫学調査や住民からの電話相談、自治体の体制整備、保健師の研修などに尽力してまいりました。

本協議会会員校は2021年6月5日現在226校となり、保健師学校養成所の約8割を占めており、保健師教育の主導的な役割を果たしております。

今後も未知のウイルスによる感染症などの健康危機発生時対応、回復期対策、予防対策に関する技術などを育成するため、次の事項につきご検討をお願いいたします。

要望事項

1. 感染症パンデミックの発生時にリーダー的に対応できる保健師育成のための学習プログラムおよび教材開発のための予算措置
2. パンデミックに強い保健師人材育成のための臨地と協働した学習環境の整備
3. 私立大学等経常費補助金の交付対象への大学専攻科の追加

1. 感染症パンデミックの発生時にリーダー的に対応できる保健師育成のための学習プログラムおよび教材開発のための予算措置

保健師教育において多様な健康危機に対応できる実践能力の獲得は、感染症パンデミックの発生時に対応できるためにより重要な課題です。未知のウイルスによる感染症などの健康危機発生時対応、回復期対策、予防対策に関する技術は、現場の実践から学ぶことが必要であり、十分な実習期間で住民への個別支援だけでなく住民との協働による予防対策の実施、疫学調査の結果を分析し施策に反映できる統合力を兼ね備えた保健師を育成し、多くの自治体に輩出する必要があります。

文部科学省の有識者会議報告書（新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の在り方に関する有識者会議報告書、令和3年(2021年)6月8日）では、各大学でのとりくみ推奨事項および今後の展望が示され、限られた実習の学修効果を最大にするために、臨地実習前の準備段階の学修や臨地以外の場での代替としての教育として、シミュレーション教育、模擬患者を用いた教育、VR（バーチャルリアリティ）を利用した実習などの教育方法が推奨されています。しかし健康危機管理に対応で

きる保健師育成の教材としては、まだ十分にICTを用いた教材が活用されておらず、ICTの活用体制、シミュレーション機器等の充実、模擬患者の育成等の教育環境の充実・整備が早急に求められます。

自然災害や新興感染症の発生においては、現場の実践から学ぶことが難しく、それに代わるVRを利用した実習が効果的です。保健師を大学院で養成している教育機関では、健康危機管理に特化した演習・講義・実習を、時間をかけ、実践に即した教育を展開しており、その中で自治体への健康危機管理対策への政策提言を行うなど、各校、学部ではできない水準の高い教育をすでに展開しています。その結果、修了生の多くが行政保健師とし就職する中で、新任期ながらも被災地での即戦力となり、活躍するなどの例も出てきています。大学院での教育実践を参考に、全養成課程をとりまとめて学習プログラムを開発することにより、大学院での教育だけでなく、大学専攻科、学部選択制などあらゆる保健師課程の教育に寄与するものと考えます。健康危機管理に関する保健師教育全体のレベルを向上させ、パンデミックに強い保健師養成につながります。学習プログラム開発とそれに伴うICTを活用した教材作成に予算措置をお願いします。

2. パンデミックに強い保健師人材育成のための臨地と協働した学習環境の整備

新型コロナウイルス感染症だけではなく、新たな感染症パンデミックのリスクが今後も続くことが予測されます。今回の経験でわかるとおり、パンデミック対応には、医療機関、高齢者等ケア施設、地域等、多様な場において感染症対応のできる人材の育成が求められ、看護学教育はこれについて重要な責務があります。

多様な現場で市民と対面し直接的なケアを担う保健師には、これまで以上の感染看護の知識と技能を、公衆衛生の知識と併せて持つことが必要です。さらに、多様な現場で高度なリーダーシップを発揮できる人材の育成も急務であり、感染対策のスペシャリスト育成のための大学院教育の充実が求められます。

地域・職域等多様な場で感染症対応の第一線で働く保健師の9割は、現在、看護系大学で育成されています。新型コロナウイルス感染症下では保健師不足が課題になり、多くの看護系大学の教員、さらには半数近くの大学院では保健師学生等が現場を支援し、必要とされる知識のまとめと普及に尽力しています。

ポストコロナ時代の新たなパンデミックに備えるために、保健師等の人材育成において知識と技術を修得させるなど教育体制の充実には、臨地と協働した学習環境の整備が必須です。またそれらの経験を活かして、多くの看護系大学、とりわけ既卒者への教育実績のある大学院では、新任期の保健師の研修や潜在保健師の学び直しの機会提供など、貢献が可能です。したがって、喫緊の課題解決ならびに長期的な視野からも、多くの看護系大学、大学院において健康危機管理の高い能力を兼ね備えた人材育成が実施できる予算措置を要望します。

3. 私立大学等経常費補助金の交付対象への大学専攻科の追加

現在、私立大学等経常費補助金は、母体となる学部のある学科、大学院、短期大学の認定専攻科等が交付対象となっており、大学専攻科については、母体となる学部がないという理由で交付対象とされておりません。

大学専攻科は、「大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。（学校教育法 第九十一条第二項）」と規定され、1年制でも「簡易な程度において、特別の技

能教育を施すことを目的」とする別科とは異なり、精深な程度での学修と研究が行われるカリキュラムとなっています。また、保健師課程の専攻科は、必ず看護学部（あるいは看護学科等を有する学部）のある大学に設置されています。

保健師に求められる能力の高度化、指定規則改定などを背景に、上乘せ・外出し教育に移行する動きのなかで令和2年度に大学専攻科が2課程開設されましたが、補助金の交付対象外であることから設置後の事業継続が困難であることは従来からの課題となっており、設置を検討している法人が足踏みとなる、あるいは計画を見送る主要な理由となっています。

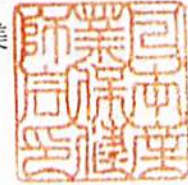
新型コロナウイルス感染症禍で増員が決定された行政保健師のポストに質の高い保健師を充当するには、上乘せ保健師教育の充実が必須です。大学専攻科に対する、私立大学等経常期補助金等の補助金の交付についてご検討いただけるよう強く要望します。

令和3年8月18日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人日本産業保健師会

会長 岡田 睦美



産業保健師に関する予算要望書

2年目になるコロナ禍において、国民の約半数を占める労働者の雇用形態や労働環境は大きく変化し厳しい状況が続いています。産業保健師は、新型コロナウイルス感染症対策の推進役をはじめ、きめ細やかな個別の健康支援や体制づくりを担い、企業の事業継続と労働生産性の維持に寄与しています。さらに、2020年度労働者健康安全機構が実施した「事業場における保健師・看護師の活動実態調査」によると、産業保健領域の保健師の業務内容は、労働者の就労上の判断・措置を除く、労働安全衛生法第13条における産業医業務と同様の重要な業務を担っていることが明らかになっています。また、2021年5月の厚生労働省通達、「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項」により、産業医の職務を実施する際、選任されている事業場以外の場所から遠隔でその職務の一部を実施することが可能となる一方で、産業医の多くが嘱託産業医である現状では、複雑多様化した労働者の健康支援を産業医のみで十分に実施することは困難であり、まして遠隔で実施することはさらに難しい状況となり、保健師等の産業保健スタッフとの連携・協力なしには法遵守が図れないことが予測されます。

このように社会的責任や役割を求められる一方で、企業の保健師の選任については法令上言及されていないため採用は事業主判断に任されており、雇用条件は不安定で十分な研修等も受けられない現状があります。中小企業含む多くの労働者がそれらの産業保健サービスを受けていない現状を踏まえ、さらなる産業保健師の活用や資質向上を図る必要があると考えます。

以上の理由によりまして、2022年度予算案等の編成の検討に当たり、以下の事項について要望いたします。

要望事項

1. 産業保健分野で働く保健師の法的位置づけを検討する委員会の開催
2. 産業保健師の研修体制の整備と予算措置

令和3年8月18日

自由民主党看護問題小委員会 御中

公益社団法人
日本産業衛生学会産業看護部会
部会長 五十嵐 千代



産業保健看護職に関する要望書

公益社団法人日本産業衛生学会は、産業医、産業保健師、衛生技術者、研究者などで構成される日本医学会分科会に属する産業保健分野の専門学術団体（現会員数 8,377 名）であり、多職種にわたる人材の育成とあらたな学術的知見の社会への発信を担っています。学会員の中で 2,811 人が保健師等の看護職で、産業看護部会は学会内の職能団体として活動しています。

国民の約半数を占める働く人々への健康支援は、近年の著しい技術革新と複雑化する社会動向により、これまで以上に重要な社会課題と位置づけられています。また、人生 100 年時代の青年・壮年期の健康支援を担う職種として保健師等の産業保健看護職がいます。本学会においても、科学的知見と実践力をもった人材の育成を最も重要な活動課題と位置づけ、産業保健看護専門家制度を有し育成しています。

さて、2019 年から施行された「働き方改革関連法」では、多様な働き方をする人々の健康を支援する必要性から、「産業保健機能の強化」が明文化され、健康支援の担い手として、産業医とともに、産業保健師の役割への期待が高まっていますが、このコロナ禍において、働き方は大きく変わり、BCP（事業継続計画）への関与なども含め、新たな産業保健サービスの提供が求められています。2020 年度の労働者健康安全機構が実施した「事業場における保健師・看護師の活動実態調査」において、学会に所属している保健師・看護師は個人・集団・組織に対する幅広い産業保健活動を実施していることがわかりました。しかし、学会所属の保健師・看護師は前述の 2,811 人でしかなく、産業保健分野に新たに入った保健師・看護師の、新任期教育を実施し、産業保健の知識・技術を一定の水準で習得することが必要であると考えます。

2009 年の保健師助産師看護師法改正では、新任期研修が努力義務になりましたが、産業保健分野の保健師等の看護職の新任期研修は企業等に任されており、体系的になされていません。また、前述の「産業保健機能の強化」から、保健師の法的位置づけが急務であり、それを検討する委員会の立ち上げが必要と考えます。

以上の理由により、下記の事項につきまして、実現賜りますよう要望いたします。

要望事項

1. 産業保健分野における保健師等の看護職の新任期教育の予算化
2. 産業保健分野における保健師の法的位置づけの検討会開催

2021年8月18日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人 看護系学会等社会保険連合
代表理事 山田雅子



令和4年度看護関係予算概算要求に関する要望書

一般社団法人看護系学会等社会保険連合（看保連）^{かんほれん}では、診療報酬・介護報酬体系における看護への評価の適正化を目指し、52の加盟学会・団体と共に活動しています。

世界中で未曾有の事態となった新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療に対する認識を大きく変化させました。今もまだ動乱期と言える日本国内ではありますが、混乱した情勢の中であっても、看護師は患者・利用者の傍で、暮らしと治療の両立支援や重症化予防に尽力してまいりました。

そこで、令和4年度予算編成にあたっては、以下の4つの重点項目と11の細項目について必要な予算が確保されるよう要望いたします。

記

重点要望 1. 患者の受診ニーズの変化に応じた看護提供体制構築

- 1) 看護分野におけるテレナーシング（遠隔看護）システムの導入
- 2) 特定行為研修修了者の養成の充実と現場での積極的活用
- 3) 救急外来における在宅療養支援強化のための人材の配置

重点要望 2. 患者の暮らしと治療の両立を支える看護実践への評価の充実

- 1) 不妊治療における看護によるカウンセリング機能の充実
- 2) 国民の暮らしと治療の両立を支える訪問看護の充実

重点要望 3. QOLの維持・向上に貢献できる専門性の高い看護ケア実践への評価の充実

- 1) 排泄ケアや脳卒中ケア等、療養生活における看護リハビリテーションの提供
- 2) 糖尿病や精神疾患分野における患者のセルフケア技術習得指導の充実
- 3) 手術室の看護機能の強化（人員配置の検討）

重点要望 4. 次世代育成を支える看護ケア実践への評価の充実

- 1) 妊産婦の安全で安心な出産を支援する助産師外来、院内助産の充実
- 2) 子を持ちたいと願うがん患者への妊孕性温存への支援の充実
- 3) 小児虐待や医療的ケア児をめぐる支援の充実

各項目の詳細は、看保連ホームページ（<https://www.kanhoren.jp/>）の「報酬・制度」をご参照下さい。

以上

2021年8月13日

自民党看護問題小委員会御中

日本看護職副院長連絡協議会
会長 田淵 典子

要望書

1. 長期化する新型コロナウイルス感染症の対応として、感染症患者を受け入れる施設は病床の開設と通常運用に戻しながら運営しています。緊迫する病院運営と患者の転棟や看護師の異動を繰り返すため看護師のモチベーションを維持することの難しい状況が発生しています。
また、地域に対しては予防接種対応、介護系施設に対しての相談や指導等、今、看護師に求められる役割は多様化しています。この状況に対応しながら、新人看護師への丁寧な教育・指導やメンタルにおける支援等、今まで以上の手厚い教育体制が必要となるため教育専従看護師の配置など、各病院で様々な工夫し質の維持・向上に努めています。
これらの状況への理解を深めて頂きたいと思いますが、理解だけではなく、看護師の特別手当等の予算化を図って頂き、今まで以上に予算化し支援を願いたいと思います。
2. コロナ禍においては医療を取り巻く環境変化が大きく、ICT を活用した取り組みが推進されています。これは、今後の働き方改革にもつながっていきます。この ICT の推進においては、事務系の職員のみならず、それを専門とする部署に看護職を配置することによって病棟等の業務のスリム化が促進されます。または、看護分野における ICT 活用の推進に伴う研修等を開催し、そこで、基本的な知識を有する看護師が参画することにより、より現場での活用が推進されると思います。
その部門の開設、その部門で専任配置する看護師に対しての診療報酬上の加算やそれに見合う補助金があると良いかと思えます。
3. 今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、より専門的な知識を有する看護師の育成が重要となります。日本看護協会が育成する感染管理認定看護師はハードルが高く、地域の病院から育成することが非常に難しいと思います。200床以下の病院では育成に向け支援がありますが、200床以上になるとそれが250床であれば対象外となります。
もう少し感染症に対応するためにも育成に対する支援が必要と考えます。
4. 2022年度は診療報酬の改定年度となっています。
質の向上に対しての加算がつくよう現在、ACPを地域包括ケア病棟には要件として入っていますが、ケアミックス型の機能を有する病院の場合はすべての病棟が関与しますし、外来看護師や病院相談窓口となる部門の果たす役割が必要となります。2022年度は、フレイル含め重要な課題であるため何らかの形で検討して頂きたいと思います。

令和三年八月吉日

自民党看護問題小委員会
委員長 福岡 資麿 様

日本男性看護師會
会長 藤野 泰平

医療・介護機関におけるサイバーセキュリティに関する要望書

上記につきまして、予算案にて検討していただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

1. 趣旨) 医療・介護機関におけるサイバーセキュリティの基準作成
2. 理由) 医療・介護機関の ICT に関して男性看護師が対応することが多いです。2022 年の診療報酬改定で、オンライン診療が進む前に、厚生労働省保健局医事課からの 2021 年 8 月 16 日付通知で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の自宅・宿泊療養患者への電話や情報通信機器を用いた初診、再診で「二類感染症患者入院診療加算」(250 点)が算定できるようになりました。医療・介護機関による DX 化が進む中、医療・介護に関するサイバーセキュリティに関する対策及び啓蒙活動が来ていません。前年度に看護教育機関に関する ICT 化の予算が組み込まれましたが、サイバーセキュリティに関しては不足していると感じています。看護師を筆頭とする医療従事者が本来の業務である看護や関連業務に専念することができるように院内の ICT に関する医療従事者の安全に関する基準等や教育研修の機会を作成して頂きたく願います。

以上

2021年 看護問題小委員会

看護事業要望書

認定看護管理者会

- 地域共生拠点として全国的な看多機事業所の設置促進に向けた支援・財源確保
例)看多機事業所の開業コンサルティング、人材教育、運営支援など
- 多様な専門性やネットワークをもつ地域看護人材の確保・育成・活動支援・財源確保
例)全ての CN/CNS/CNA/災害支援ナース/感染リンクナース等を一元登録し、派遣要請できる仕組みづくりなど
- 看護分野における DX 支援(デジタルトランスフォーメーション)推進に係る支援・財源確保
例)コロナ禍における BCP、教育コンテンツ等大病院の持つ情報が共有できる仕組み
リモート会議運営支援
カルテ、個人情報の共有(全国統一電子カルテシステムなど・中小民間病院への普及促進)
カメラを使ってのモニタリング普及
スマートフォンを利用したナースコール など
- 保育施設等に看護師を配置し、軽度病児保育を可能とするための施策と財源確保
- 新興感染症対策の充実と看護職支援体制の充実
- 災害時看護職支援体制の充実
- 「ナースセンター(看護師斡旋業務の強化)」事業の充実
紹介業者と同じように、就職を希望する看護師にきめ細やかな対応ができるような仕組みの構築
- 専門看護師・認定看護師の院外活動への支援
COVID-19 をきっかけに、感染管理認定看護師が院外の医療機関・介護施設等に、専門的な知識・技術を提供し、地域の感染拡大防止に貢献している。看護職の院外活動に対する予算により、地域全体の医療の質向上に繋がることを期待したい。
- 職員のメンタルサポート支援における臨床心理士の配置
コロナ禍の中、コロナ病棟で働くスタッフや、育児復帰後の不安、異動後の不安、新人の不適應に
対し、臨床心理士を配置し、支援体制を充実する。

以上

自民党看護問題小委員会 様

子どもの健康と安全の確保と新型コロナウイルス感染症対策のために
就学前教育・保育施設への人的・物的環境整備に関する要望書

一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会

会長 藤井祐子



就学前教育・保育施設等は、医療や生活を支える仕事に就く保護者やセーフティーネットとして養育に支援が必要な子どもとその家族を支えるために保育を提供し続けています。そしてそれは乳幼児が集団生活を営む場でもあり、社会に不可欠なものです。しかし、感染予防行動を獲得している途中である子どもたちの成長発達と感染症対策の両立には多くの困難があります。

現在、感染性の強い変異株が流行しており、新型コロナウイルス感染症に罹患する子どもも増加し、通所している施設等でのクラスターも頻発しております。

新型コロナウイルスワクチンの接種は始まっていますが、就学前教育・保育施設等で勤務する保育士等への優先接種についての協議は行われていません。今回、小児への接種は対象外であり該当する職員は自らが接種することができるまで、自身の感染や預かっている子どもたちへ感染させてしまう危険や不安と共にあります。また昨今入所希望が増加している医療的ケアを必要とする児の保育所受け入れや対応においては、通常の園児の健康管理と合わせて複数の看護師等の配置が必要です。

現在、就学前教育・保育施設で働く看護師等は、子どもと保護者への健康支援、職員への保健指導など施設内での役割とともに、関連諸機関との連携や地域の子育て相談など幅広い保健活動を担っています。また子どもと家庭に最も身近な医療職として、子どもたちの健やかな成長に資する活動を続けています。

保育所等が子どもの成長発達を支え、保護者や地域の子育て支援の役割を果たしていくために、人的・物的環境の整備は不可欠です。新型コロナウイルス感染症対策を適切に行い、子どもの命と育ちを守るため、以下の点について緊急の要望を提出いたします。

- 一. 全ての就学前教育・保育施設に、保育士定数外の看護師等の配置を望む
- 二. 新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うため、就学前教育・保育施設の保育士等の配置基準の見直しに着手し、医務室等の適切な整備と消毒液、手袋、ガウン、マスク等衛生資材を感染症拡大期にも安定的に供給できるシステムを構築すること
- 三. 保育所等向けの新型コロナウイルス感染症に関する医療専門職による相談支援体制を整備すること
- 四. 早急に就学前教育・保育施設に従事する保育士等への新型コロナウイルスワクチンの早期接種を望む
- 五. 医療的ケアを必要とする児の受け入れや対応にあたっては複数の看護師等の配置を望む

2021 年 8 月 17 日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人 日本私立看護系大学協会
会長 河口 てる子

一般社団法人日本私立看護系大学協会では、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状において、国連が推進する持続可能な開発目標の達成を踏まえつつ、看護学教育の質を担保し、人材育成を継続するために、下記の事項を要望致します。ご検討をお願い致します。

要望事項

1. 看護教育の質保証に向けた教育環境の充実のための予算措置

一般社団法人 日本看護系大学協議会が実施した新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の 2020 年度後期の臨地実習の実施状況および臨地実習を補完・代替する教育設備に関する調査結果の報告によると(2021年6月8日)、本協会(一般社団法人 日本私立看護系大学協会)の会員校である私立看護系大学において、予定通りに実習が実施できた大学は6課程3.6%のみであり、他方、一部臨地実習が実施できたのは151課程、ならびに実施できなかったのは4課程の計155課程、96.4%が予定通りの実習が実施できていない現状を示しています。予定通りの実習が実施できていない状況は、国公立を設置主体とする大学73課程においても同様にみられています。

大阪府看護系大学協議会(大阪府下における看護系大学17校全加盟)が7月に実施した調査では、予定通りに実習実施ができない状況として、今回のような感染症発生下において実習を断られること、あるいは通常の受け入れ学生数や実習時間数の減少を余儀なくされていること、また実習時間数の制限に加えて、1回あたりの実習受け入れ人数の制限もあることなどが起因しています。さらにこのような現状から、実習場所を追加する必要性も生じてきており、より現実的で臨場感のある実習を通した学習を行うためには、通常以上の手間暇がかかることから、教員ならびに実習場所に対する一層の支援が必要であることを再認識しているところです。

以上、今回の経験を踏まえると、大学における看護学教育は看護の基礎教育でありながら、その教育の重要要素である臨地実習は医療機関をはじめ多様な場に依存して実施されており、その場の状況により教育の実施が影響を受ける構図が浮き彫りにされています。今後発生が危惧されている新たな感染症等に備えて、いかなる状況においても、教育の質を担保し継続できるように教育環境を整え、スペシャリストを含めた人材育成を促進するために下記の予算措置をお願い致します。

- 1) 教育機関ならびに実習施設を含めた ICT の活用体制整備、ならびに
 - 2) シミュレーション機器等の充実・整備が早急に必要と考えています。また、
 - 3) 全看護系大学が使用可能な教材プラットフォームの構築にむけた予算措置。
- これらのハード面に加えて、
- 4) 看護教員の雇用と病院における教育要員の配置に伴う予算措置をお願い致します。

折しも、日本政府はデジタルトランスフォーメーションの推進を掲げていることから、その推進には人を中心に据えて、看護学教育に関与されている文部科学省ならびに厚生労働省の連携により上記の予算措置の実現をお願い致します。

日助発 91-2 号
2021年8月30日

自由民主党
看護問題小委員会御中

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵

追加要望書

新型コロナウイルスの感染急拡大により、妊産婦の感染患者も急増し、各地で様々な問題が発生しております。その結果、妊産婦やその家族の不安は増大するばかりです。1日も早く陽性妊婦への適切な対応システムが構築されるよう、以下の事項の対応を要望いたします。

要望事項

1. コロナ陽性妊婦に対する専用相談窓口を設置されたい。
2. 自宅療養中の妊産婦への健康観察について、助産師を活用されたい。
3. 都道府県の周産期医療協議会構成員に看護職の参画を必須とされたい。
4. 寄り添い型支援を推進されたい。

要望理由

1. コロナ陽性妊産婦に対する専用相談窓口を設置されたい。

現在、コロナ陽性あるいは発熱している妊産婦の健康診査や分娩の取り扱いについては、出産を取り扱う施設であっても対応しない方針を持つ施設もあることから、妊産婦の間で不安が増大しており、感染を隠して健康診査を受診した、あるいは、分娩のための入院をした事例も各地から報告されている。

コロナ陽性妊婦の不安を低減し、適切な医療にアクセスできるようにするために、コロナ妊婦がいつでも相談できる専用相談窓口を整備していただきたい。

県行政から委託を受けてコロナ妊婦の相談窓口を都道府県助産師会が開設するなどの対策を行い、コロナ妊婦が困ったときに、どこに相談すればよいか明確にしていいただきたい。かかりつけ医が責任をもつといっても、さまざまな状況があるため、明確な相談窓口が必要であり、早急な対応をお願いしたい。

2. 自宅療養中の妊産婦への健康観察について、助産師を活用されたい。

8月23日付で、周産期医療の着実な整備について、医政局長通知が発出され、周産期医療協議会等を開催し自宅療養中の妊産婦への産科的対応の検討等について早急な体制整備を求められているところではあるが、自宅療養中の妊産婦の健康観察は、コロナ感染症の病状把握とともに母体と胎児の妊娠経過観察が必要であり、専門的な知識が求められる。そこで、地域の助産師や医療機関の助産師が、保健所や周産期ネットワーク等と連携して、健康観察するシステム構築を進めていただきたい。

例えば、コロナ感染妊婦の自宅療養者への健康観察について、かかりつけ医から、特別指示書を出してもらい、地域からでも医療機関からでも助産師が自宅療養者へ訪問できるようにすることを特例的に認めていただきたい。また、訪問のための防護服や胎児心拍モニター、酸素分圧測定モニター等に係る財政支援をお願いしたい。

3. 都道府県の周産期医療協議会構成員に看護職の参画を必須とされたい。

47都道府県のうち、その地域の助産師会に所属する助産師が、周産期医療協議会の構成員となっているのは、28都道府県である。その他の自治体において、看護管理者等参画状況の把握はできていないが、助産師をはじめとする看護職が、周産期医療協議会の構成員として参画できない状況で、コロナ陽性妊産婦への適切な対応を行うことは困難である。周産期医療協議会へ関係機関の看護職の参画を必須としていただきたい。

4. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援を推進されたい。

現在、都道府県助産師会で寄り添い型支援事業の委託を受けているのは、25都道府県であるが、その利用は少ない状況であることが各都道府県から報告されており、その周知が十分なされていないことが危惧される。感染妊婦に寄り添い型支援の存在が周知される対応をお願いしたい。

以上